

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 3 月12日
【計算期間】	第 8 期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）
【ファンド名】	三井住友・D C バランスファンド（安定型） 三井住友・D C バランスファンド（安定成長型） 三井住友・D C バランスファンド（成長型）
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、「国内株式マザーファンド（Ａ号）」、「国内債券マザーファンド（Ａ号）」、「外国株式マザーファンド（Ａ号）」、「外国債券マザーファンド（Ａ号）」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います（このほか、各ファンドが内外の株式・公社債へ直接投資、または預金等の金融商品による運用を行うことも約款上認められています。）。

ロ 各ファンドの運用にあたっては、株式、債券、現預金を各ファンド毎の基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを、中長期的に上回る運用成果を目指します。詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドとも金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または信託約款において、適時に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
一般	年 2 回	日本		
大型株	年 4 回	北 米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
中小型株	年6回(隔月)	欧 州		
債券	年12回(毎月)	ア ジ ア		
一般	日 々	オセアニア		
公債	そ の 他	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
社債	()	ア フ リ カ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券) 資産配分変異型))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変異型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

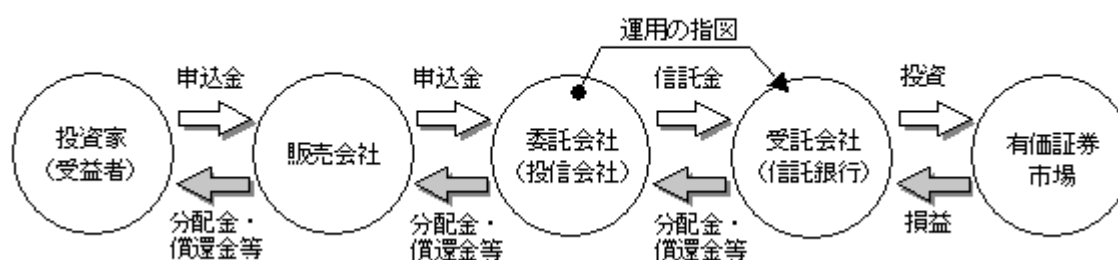
（ロ）受託会社 「中央三井アセット信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

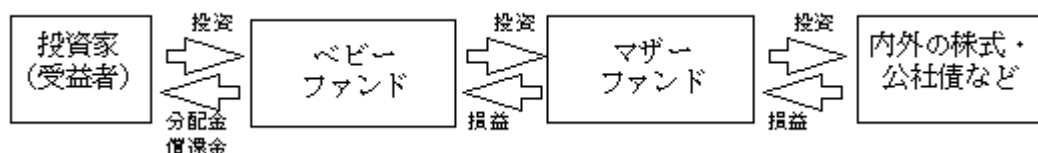
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



□ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成21年2月27日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成21年2月27日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	882	5.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

内外の株式・公社債に投資する４つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

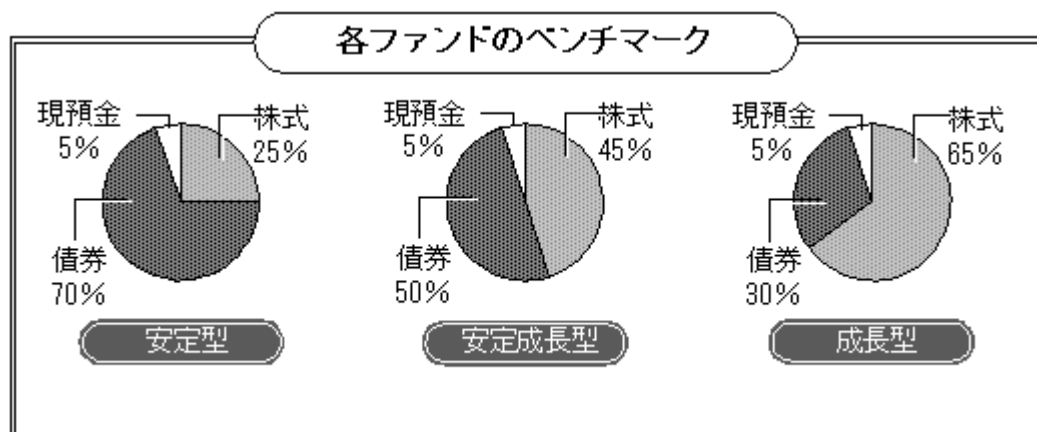
ロ 投資態度

（イ）各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分とその上限と下限を定め、その範囲内で変更を行います。

	（安定型）			（安定成長型）			（成長型）		
	下限	基本	上限	下限	基本	上限	下限	基本	上限
株 式	10%	25%	40%	25%	45%	65%	50%	65%	80%
債 券	50%	70%	85%	30%	50%	70%	15%	30%	45%
現 預 金	0%	5%	20%	0%	5%	15%	0%	5%	15%

なお、基本資産配分と組入比率の上限と下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため５年程度に一度見直します。

（ロ）当ファンドの運用は、株式・・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）、債券・・ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「NOMURA - BPI総合」）、現預金・・無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークに対し、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指し、複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目標とします。



（ハ）当ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。

また、対円での為替ヘッジに限定せず、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。

外貨エクスポージャーとは、実質組入外貨建資産のうち為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、０％を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

（ニ）運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行った上で、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらに各ファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います（トップダウンアプローチ）。

（ホ）資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で次に掲げるもの

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図するこ

とができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

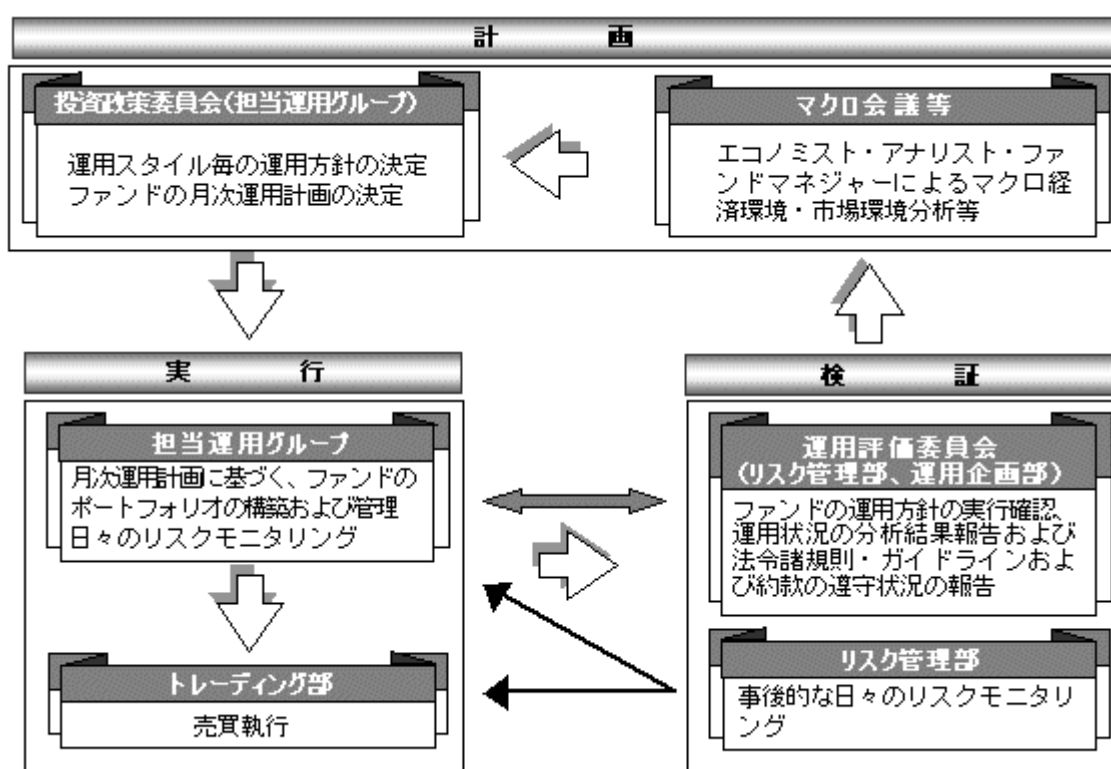
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は８名程度、運用企画部は８名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（12月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ハ 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

以下、この「（５）投資制限」の記載は、特にファンドを特定しない限り各ファンド共通です。

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、各マザーファンド受益証券への投資により実質的に保有する資産が、ロ以下のすべての条件を満たす範囲内とします。
- ロ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、以下の通りとします。
 - 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型） 40％以内
 - 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型） 65％以内
 - 三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型） 80％以内実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
- ニ 各マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
- ホ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60％以内とします。
- ヘ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
- ト 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以内とします。
- チ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （ハ）信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
(ロ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(ハ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(二) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
(ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
(ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- １．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

（ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

リ 特別の場合の外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買い予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（ハ）上記（ロ）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。またマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ニ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）**（国内株式マザーファンド（Ａ号））****（１）投資方針等****イ 基本方針**

主としてわが国の取引所上場株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- （ロ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、当社独自に定めるユニバースを構成する業種毎の基準ウェイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。
- （ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第１号から第21号まで）の有価証券（ただし、第12号は本邦通貨建表示のものとし、また、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

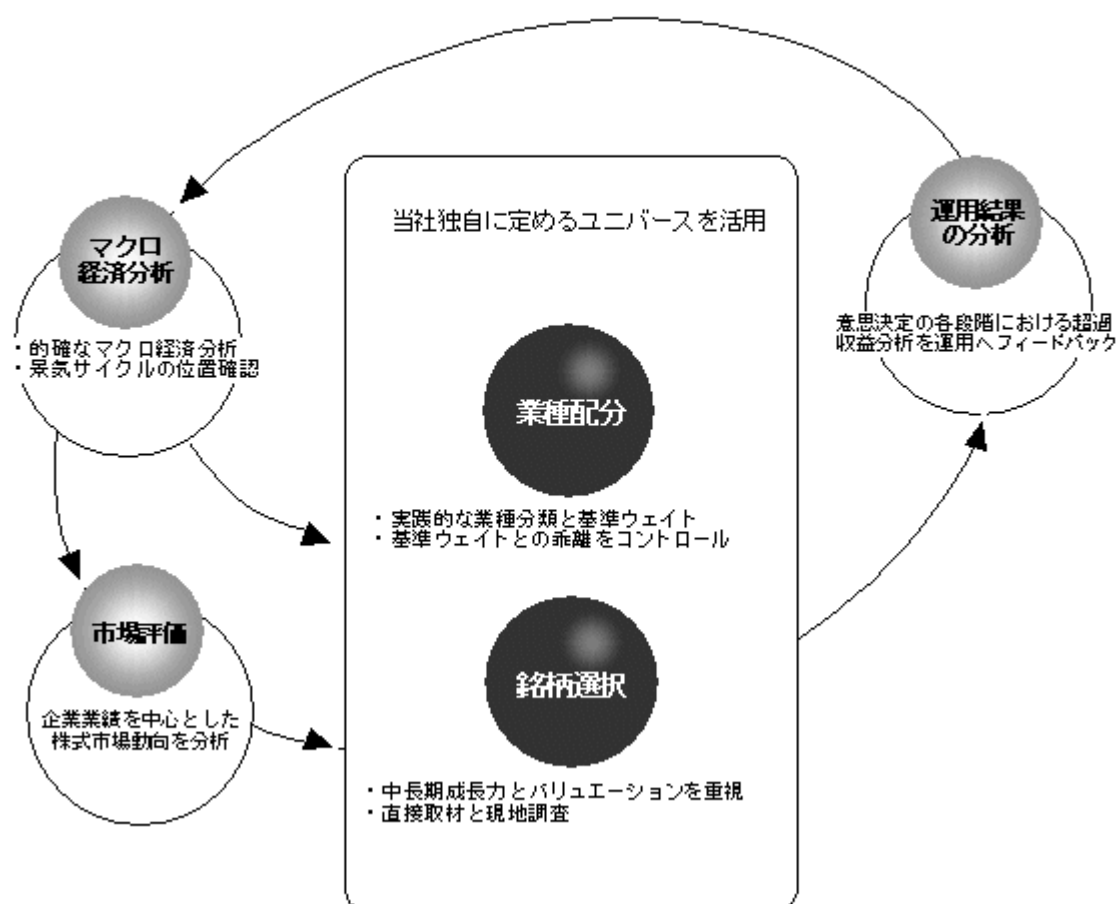
- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ニ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以内とします。
- （ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

運用の仕組み

マクロ環境分析に基づき、T O P I X に対して、業種（Sector）配分、銘柄（Stock）選択の2段階において、ポートフォリオを乖離させることにより、2つのSからの長期的な超過収益の獲得を目指します。



（国内債券マザーファンド（Ａ号））**（１）投資方針等****イ 基本方針**

主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）わが国の公社債を主要投資対象とし、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「NOMURA-BPI総合」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと満期構成をコントロールすることによりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- （ロ）投資対象は、原則としてBBB格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチレーティングス、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- （ハ）マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。さらに、債券市場に存在する非効率性に着目し、債券種別と個別銘柄の選択においても超過収益の獲得を目指します。デュレーションは一定の範囲内で定めることとし、ベンチマークからの乖離を一定の範囲内にとどめることによりリスクをコントロールします。
- （ニ）債券の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第２号から第６号、第10号、第12号（ただし、第２号から第６号および第10号の性質を有する本邦通貨建表示のものに限ります。）から第15号および第18号から第21号に掲げるものに投資します。ただし、投資信託証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

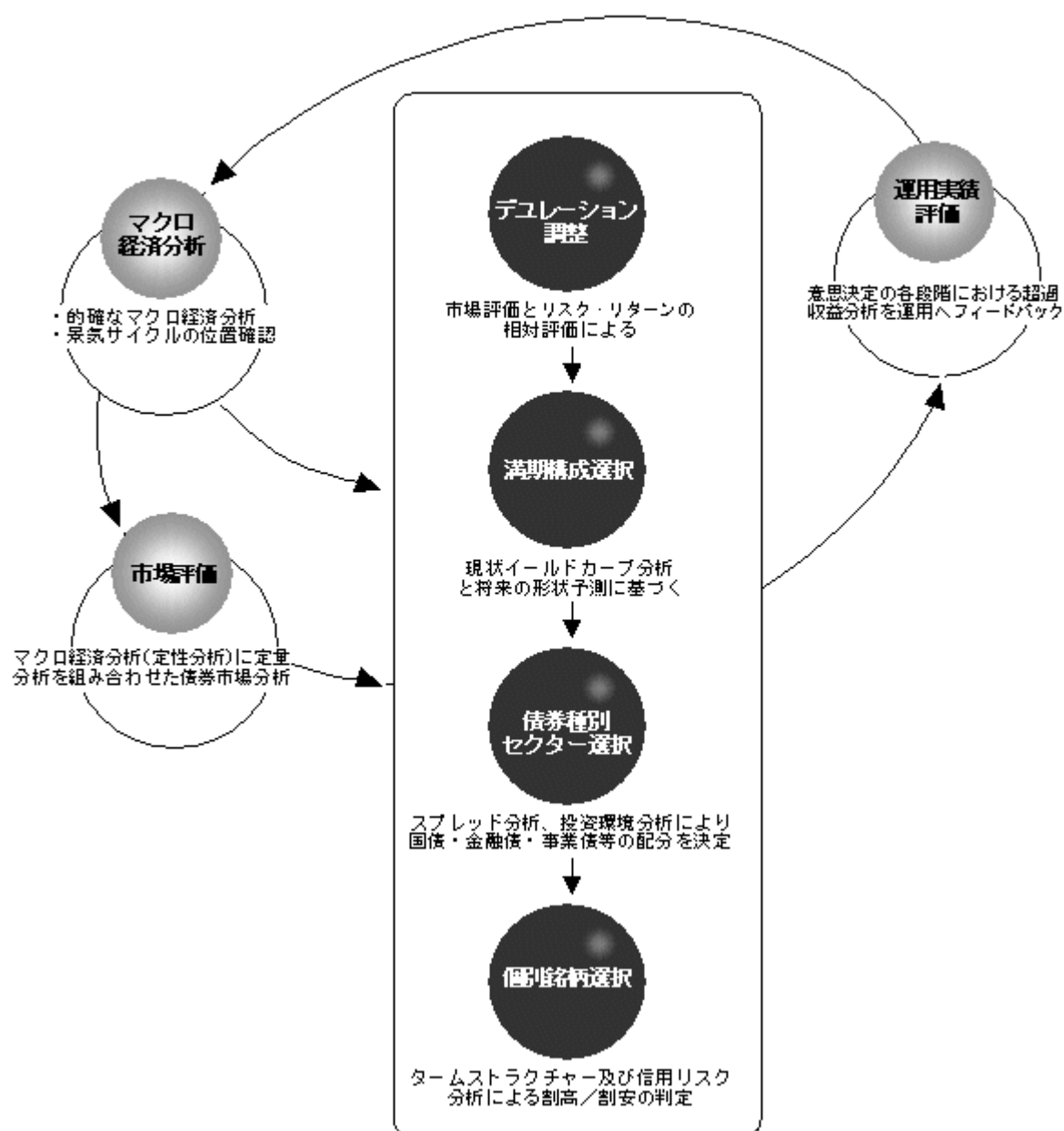
- （イ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- （ロ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ハ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

運用の仕組み

マクロ環境分析に基づき、国内債券運用における代表的なベンチマークであるNOMURA - B P I 総合から、ポートフォリオを乖離させることにより、長期的な超過収益の獲得を目指します。



（外国株式マザーファンド（Ａ号））**（１）投資方針等****イ 基本方針**

日本を除く世界各国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- （ロ）社内エコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- （ハ）原則として為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- （ニ）株式組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第１号から第21号まで）の有価証券（ただし、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ニ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

（外国債券マザーファンド（Ａ号））**（１）投資方針等****イ 基本方針**

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース。「シティグループWGBI」といいます。）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- （ロ）投資対象は欧米の主要格付機関からＡ格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、Ａ格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の５％以内で組み入れることもあります。
- （ハ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- （ニ）原則として為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- （ホ）債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第２号から第６号、第１０号、第１２号（ただし、第２号から第６号および第１０号の性質を有するものに限り、）から第１５号および第１８号から第２１号に掲げるものに投資します。ただし、投資信託証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。また、投資法人債券には投資しません。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

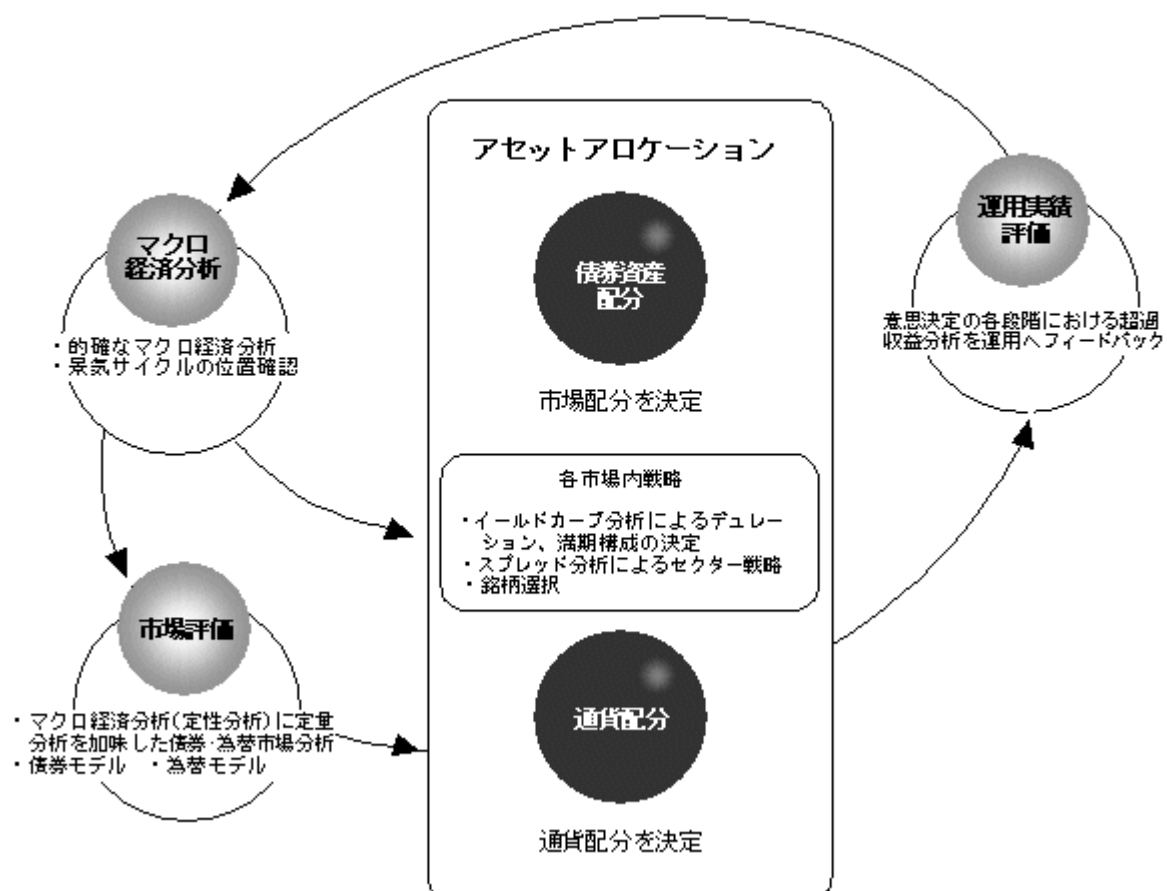
- （イ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ハ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

運用の仕組み

マクロ環境分析に基づき、外国債券運用における代表的なベンチマークであるシティグループWGBIに対して、市場配分等でポートフォリオを乖離させることにより、長期的な超過収益の獲得を目指します。



3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの

結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

無手数料です。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.47％（税抜き1.40％）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.6825％ （0.65％）	年0.6825％ （0.65％）	年0.1050％ （0.10％）

（ ）内は税抜き。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525％（税抜き0.005％）の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

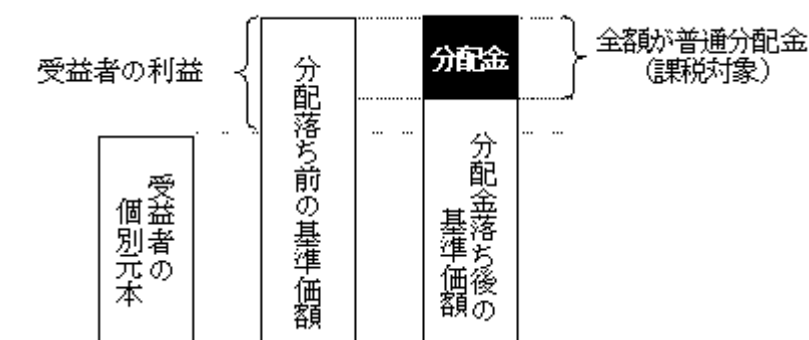
- イ 個別元本について
 - （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

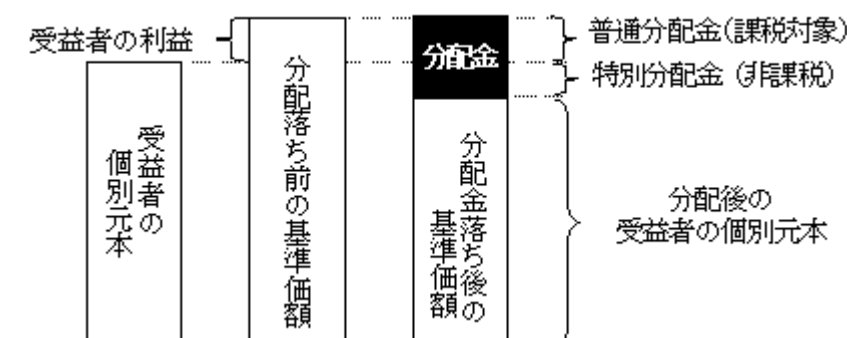
八 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ただし、平成21年および平成22年において、上場株式等の配当を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。平成21年および平成22年において、税率は、上場株式等の譲渡益を含めた合計額が年間500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は、金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）となります。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）〕

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国内株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	22,822,876	13.67
国内債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	94,887,718	56.83
外国株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	12,987,887	7.78
外国債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	27,919,680	16.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,350,860	5.00
合計(純資産総額)		166,969,021	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）〕

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国内株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	63,272,887	26.53
国内債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	99,821,053	41.85
外国株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	32,463,668	13.61
外国債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	30,706,775	12.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,269,663	5.14
合計(純資産総額)		238,534,046	100.00

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）〕

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国内株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	56,192,919	38.67
国内債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	35,961,500	24.75
外国株式マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	32,853,133	22.61
外国債券マザーファンド（Ａ号）受益証券	日本	13,111,577	9.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,190,876	4.95
合計(純資産総額)		145,310,005	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）〕

平成21年 1月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド（Ａ号）	84,577,697	1.1084 93,745,920	1.1219 94,887,718	56.83
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド（Ａ号）	16,968,324	1.7203 29,192,116	1.6454 27,919,680	16.72
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド（Ａ号）	52,238,216	0.4623 24,149,727	0.4369 22,822,876	13.67
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド（Ａ号）	22,212,909	0.6276 13,940,822	0.5847 12,987,887	7.78

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）〕

平成21年 1月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド（Ａ号）	88,975,001	1.1088 98,655,482	1.1219 99,821,053	41.85
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド（Ａ号）	144,822,356	0.4621 66,924,283	0.4369 63,272,887	26.53
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド（Ａ号）	55,521,924	0.6265 34,788,271	0.5847 32,463,668	13.61
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド（Ａ号）	18,662,195	1.7202 32,104,482	1.6454 30,706,775	12.87

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）〕

平成21年 1月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド（Ａ号）	128,617,349	0.4622 59,447,785	0.4369 56,192,919	38.67
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド（Ａ号）	32,054,105	1.1087 35,538,387	1.1219 35,961,500	24.75
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド（Ａ号）	56,188,017	0.6267 35,217,905	0.5847 32,853,133	22.61
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド（Ａ号）	7,968,626	1.7206 13,711,001	1.6454 13,111,577	9.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

【三井住友・DCバランスファンド（安定型）】

平成21年 1 月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.00
合計	95.00

【三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）】

平成21年 1 月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.86
合計	94.86

【三井住友・DCバランスファンド（成長型）】

平成21年 1 月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.05
合計	95.05

【投資不動産物件】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

〔三井住友・DCバランスファンド（安定型）〕

平成21年 1月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	102,000	9,026,520	9,121,860	5.46
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	100,200	12,488,658	11,550,054	6.92

〔三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）〕

平成21年 1月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	203,000	17,984,176	18,154,290	7.61
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	93,000	11,598,177	10,720,110	4.49

〔三井住友・DCバランスファンド（成長型）〕

平成21年 1月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	101,000	8,938,168	9,032,430	6.22
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	17,000	2,124,185	1,959,590	1.35

(注)

- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 (1) 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
 (2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。
 基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）〕

年月日	純資産総額 (円)	１万口当たりの 純資産額(円)
第１期（平成13年12月17日）（分配落）	99,478,452	9,948
第１期（平成13年12月17日）（分配付）	99,478,452	9,948
第２期（平成14年12月16日）（分配落）	105,045,309	9,386
第２期（平成14年12月16日）（分配付）	105,045,309	9,386
第３期（平成15年12月15日）（分配落）	132,085,658	9,623
第３期（平成15年12月15日）（分配付）	132,085,658	9,623
第４期（平成16年12月15日）（分配落）	151,986,941	9,856
第４期（平成16年12月15日）（分配付）	151,986,941	9,856
第５期（平成17年12月15日）（分配落）	181,824,626	11,004
第５期（平成17年12月15日）（分配付）	181,824,626	11,004
第６期（平成18年12月15日）（分配落）	168,405,349	11,231
第６期（平成18年12月15日）（分配付）	168,405,349	11,231
第７期（平成19年12月17日）（分配落）	178,793,179	10,992
第７期（平成19年12月17日）（分配付）	178,793,179	10,992
第８期（平成20年12月15日）（分配落）	162,452,097	9,125
第８期（平成20年12月15日）（分配付）	162,452,097	9,125
平成20年１月末日	174,098,482	10,699
平成20年２月末日	174,206,424	10,682
平成20年３月末日	171,232,352	10,420
平成20年４月末日	175,136,754	10,616
平成20年５月末日	177,994,216	10,636
平成20年６月末日	174,911,099	10,426
平成20年７月末日	177,704,035	10,408
平成20年８月末日	176,798,747	10,336
平成20年９月末日	167,443,759	9,761
平成20年10月末日	161,287,302	9,263
平成20年11月末日	159,677,774	9,155
平成20年12月末日	169,300,600	9,288
平成21年１月末日	166,969,021	9,034

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）〕

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年12月17日)(分配落)	99,525,631	9,953
第1期(平成13年12月17日)(分配付)	99,525,631	9,953
第2期(平成14年12月16日)(分配落)	112,110,627	8,859
第2期(平成14年12月16日)(分配付)	112,110,627	8,859
第3期(平成15年12月15日)(分配落)	177,839,413	9,338
第3期(平成15年12月15日)(分配付)	177,839,413	9,338
第4期(平成16年12月15日)(分配落)	216,687,727	9,661
第4期(平成16年12月15日)(分配付)	216,687,727	9,661
第5期(平成17年12月15日)(分配落)	299,554,607	11,695
第5期(平成17年12月15日)(分配付)	299,554,607	11,695
第6期(平成18年12月15日)(分配落)	306,625,684	12,198
第6期(平成18年12月15日)(分配付)	306,625,684	12,198
第7期(平成19年12月17日)(分配落)	317,133,606	11,817
第7期(平成19年12月17日)(分配付)	317,133,606	11,817
第8期(平成20年12月15日)(分配落)	238,311,072	8,769
第8期(平成20年12月15日)(分配付)	238,311,072	8,769
平成20年1月末日	305,464,040	11,198
平成20年2月末日	301,789,657	11,141
平成20年3月末日	291,376,282	10,716
平成20年4月末日	304,961,530	11,197
平成20年5月末日	313,803,484	11,310
平成20年6月末日	285,407,797	10,941
平成20年7月末日	288,757,534	10,892
平成20年8月末日	285,332,319	10,728
平成20年9月末日	263,162,677	9,836
平成20年10月末日	244,874,962	8,989
平成20年11月末日	237,342,469	8,794
平成20年12月末日	243,253,038	8,925
平成21年1月末日	238,534,046	8,571

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）〕

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年12月17日)(分配落)	99,101,646	9,910
第1期(平成13年12月17日)(分配付)	99,101,646	9,910
第2期(平成14年12月16日)(分配落)	93,827,120	8,399
第2期(平成14年12月16日)(分配付)	93,827,120	8,399
第3期(平成15年12月15日)(分配落)	121,402,092	9,077
第3期(平成15年12月15日)(分配付)	121,402,092	9,077
第4期(平成16年12月15日)(分配落)	140,834,657	9,445
第4期(平成16年12月15日)(分配付)	140,834,657	9,445
第5期(平成17年12月15日)(分配落)	202,584,456	12,263
第5期(平成17年12月15日)(分配付)	202,584,456	12,263
第6期(平成18年12月15日)(分配落)	203,154,609	12,954
第6期(平成18年12月15日)(分配付)	203,154,609	12,954
第7期(平成19年12月17日)(分配落)	209,254,258	12,390
第7期(平成19年12月17日)(分配付)	209,254,258	12,390
第8期(平成20年12月15日)(分配落)	147,843,931	8,133
第8期(平成20年12月15日)(分配付)	147,843,931	8,133
平成20年1月末日	197,067,135	11,478
平成20年2月末日	194,780,203	11,399
平成20年3月末日	185,897,098	10,806
平成20年4月末日	200,192,080	11,580
平成20年5月末日	207,347,366	11,809
平成20年6月末日	196,702,965	11,246
平成20年7月末日	198,373,898	11,174
平成20年8月末日	194,523,184	10,921
平成20年9月末日	173,647,147	9,684
平成20年10月末日	153,983,728	8,446
平成20年11月末日	147,955,826	8,168
平成20年12月末日	150,798,018	8,283
平成21年1月末日	145,310,005	7,831

【分配の推移】

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）〕

計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期（平成13年10月４日～平成13年12月17日）	0
第２期（平成13年12月18日～平成14年12月16日）	0
第３期（平成14年12月17日～平成15年12月15日）	0
第４期（平成15年12月16日～平成16年12月15日）	0
第５期（平成16年12月16日～平成17年12月15日）	0
第６期（平成17年12月16日～平成18年12月15日）	0
第７期（平成18年12月16日～平成19年12月17日）	0
第８期（平成19年12月18日～平成20年12月15日）	0

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）〕

計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期（平成13年10月４日～平成13年12月17日）	0
第２期（平成13年12月18日～平成14年12月16日）	0
第３期（平成14年12月17日～平成15年12月15日）	0
第４期（平成15年12月16日～平成16年12月15日）	0
第５期（平成16年12月16日～平成17年12月15日）	0
第６期（平成17年12月16日～平成18年12月15日）	0
第７期（平成18年12月16日～平成19年12月17日）	0
第８期（平成19年12月18日～平成20年12月15日）	0

〔三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）〕

計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期（平成13年10月４日～平成13年12月17日）	0
第２期（平成13年12月18日～平成14年12月16日）	0
第３期（平成14年12月17日～平成15年12月15日）	0
第４期（平成15年12月16日～平成16年12月15日）	0
第５期（平成16年12月16日～平成17年12月15日）	0
第６期（平成17年12月16日～平成18年12月15日）	0
第７期（平成18年12月16日～平成19年12月17日）	0
第８期（平成19年12月18日～平成20年12月15日）	0

【収益率の推移】

〔三井住友・DCバランスファンド（安定型）〕

計算期間	収益率（％）
第１期	0.5
第２期	5.6
第３期	2.5
第４期	2.4
第５期	11.6
第６期	2.1
第７期	2.1
第８期	17.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。以下同じ。

〔三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）〕

計算期間	収益率（％）
第１期	0.5
第２期	11.0
第３期	5.4
第４期	3.5
第５期	21.1
第６期	4.3
第７期	3.1
第８期	25.8

〔三井住友・DCバランスファンド（成長型）〕

計算期間	収益率（％）
第１期	0.9
第２期	15.2
第３期	8.1
第４期	4.1
第５期	29.8
第６期	5.6
第７期	4.4
第８期	34.4

〔参考情報：マザーファンドの投資状況・投資資産〕

〔国内株式マザーファンド（Ａ号）〕

（１）投資状況

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	7,793,896,800	98.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		128,648,254	1.62
合計(純資産総額)		7,922,545,054	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年１月30日現在

国／地域	種類	銘柄名／業種	数量 （株）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 〔銀行業〕	527,900	515.98 272,389,900	510.00 269,229,000	3.40
日本	株式	東京電力 〔電気・ガス業〕	90,700	2,919.15 264,767,000	2,830.00 256,681,000	3.24
日本	株式	三井物産 〔卸売業〕	261,000	868.61 226,709,573	960.00 250,560,000	3.16
日本	株式	トヨタ自動車 〔輸送用機器〕	84,900	3,021.85 256,555,800	2,925.00 248,332,500	3.13
日本	株式	日本電信電話 〔情報・通信業〕	53,300	4,557.16 242,896,900	4,400.00 234,520,000	2.96
日本	株式	東日本旅客鉄道 〔陸運業〕	35,700	6,631.30 236,737,500	6,150.00 219,555,000	2.77
日本	株式	信越化学工業 〔化学〕	44,200	4,076.96 180,202,000	4,260.00 188,292,000	2.38
日本	株式	K D D I 〔情報・通信業〕	323	594,751.34 192,104,683	570,000.00 184,110,000	2.32
日本	株式	第一三共 〔医薬品〕	86,300	1,889.58 163,071,400	2,040.00 176,052,000	2.22
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ 〔銀行業〕	617,000	238.67 147,264,500	227.00 140,059,000	1.77
日本	株式	中部電力 〔電気・ガス業〕	53,800	2,683.90 144,394,200	2,570.00 138,266,000	1.75
日本	株式	花王 〔化学〕	62,000	2,642.61 163,842,000	2,210.00 137,020,000	1.73
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ 〔銀行業〕	37,000	3,555.24 131,544,060	3,650.00 135,050,000	1.70
日本	株式	関西電力 〔電気・ガス業〕	53,800	2,583.27 138,980,200	2,485.00 133,693,000	1.69
日本	株式	商船三井 〔海運業〕	239,000	594.66 142,123,927	527.00 125,953,000	1.59

日本	株式	三井不動産 〔不動産業〕	101,000	1,335.08 134,843,562	1,190.00 120,190,000	1.52
日本	株式	東京急行電鉄 〔陸運業〕	292,000	390.49 114,024,000	394.00 115,048,000	1.45
日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス 〔鉄鋼〕	44,800	2,360.55 105,752,812	2,285.00 102,368,000	1.29
日本	株式	本田技研工業 〔輸送用機器〕	47,100	2,146.96 101,121,937	2,070.00 97,497,000	1.23
日本	株式	大和ハウス工業 〔建設業〕	113,000	822.99 92,998,000	819.00 92,547,000	1.17
日本	株式	ツムラ 〔医薬品〕	30,700	3,111.92 95,536,081	2,980.00 91,486,000	1.15
日本	株式	富士フイルムホールディングス 〔化学〕	42,900	2,100.00 90,090,000	2,005.00 86,014,500	1.09
日本	株式	損害保険ジャパン 〔保険業〕	149,000	501.34 74,701,000	574.00 85,526,000	1.08
日本	株式	塩野義製薬 〔医薬品〕	44,000	1,861.15 81,890,788	1,940.00 85,360,000	1.08
日本	株式	群馬銀行 〔銀行業〕	155,000	565.97 87,726,684	529.00 81,995,000	1.03
日本	株式	三井住友海上グループホールディングス 〔保険業〕	32,900	2,489.65 81,909,800	2,385.00 78,466,500	0.99
日本	株式	参天製薬 〔医薬品〕	26,700	2,665.68 71,173,900	2,895.00 77,296,500	0.98
日本	株式	三菱地所 〔不動産業〕	63,000	1,338.11 84,301,000	1,211.00 76,293,000	0.96
日本	株式	資生堂 〔化学〕	49,000	1,780.73 87,256,000	1,526.00 74,774,000	0.94
日本	株式	千葉銀行 〔銀行業〕	145,000	487.48 70,685,000	513.00 74,385,000	0.94

□ 種類別・業種別の投資比率

平成21年 1 月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
----	----	-----------------	----	----	-----------------

株式（国内）	鉱業	0.32	株式（国内）	精密機器	1.05
	建設業	2.42		電気・ガス業	6.89
	食料品	1.71		陸運業	4.39
	パルプ・紙	0.59		海運業	1.98
	化学	8.27		倉庫・運輸関連業	0.65
	医薬品	6.91		情報・通信業	7.91
	石油・石炭製品	0.45		卸売業	3.68
	ゴム製品	0.63		小売業	4.91
	ガラス・土石製品	1.78		銀行業	10.84
	鉄鋼	3.01		証券、商品先物取引業	0.67
	非鉄金属	1.03		保険業	3.15
	金属製品	1.40		その他金融業	0.59
	機械	3.96		不動産業	2.48
	電気機器	9.20		サービス業	0.35
	輸送用機器	7.17		合計	98.38

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔国内債券マザーファンド（Ａ号）〕

（１）投資状況

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	3,932,733,190	83.86
地方債証券	日本	104,485,000	2.23
特殊債券	日本	188,139,938	4.01
社債券	日本	297,265,000	6.34
	アメリカ	98,145,000	2.09
	小 計	395,410,000	8.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		69,104,750	1.47
合計(純資産総額)		4,689,872,878	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年１月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	額面金額 （円）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	利率／ 償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第２４４回利付国債 （１０年）	390,000,000	100.85 393,330,600	101.41 395,530,200	1 2012/12/20	8.43
日本	国債証券	第２８８回利付国債 （１０年）	360,000,000	103.79 373,644,000	104.31 375,534,000	1.7 2017/9/20	8.01
日本	国債証券	第２５９回利付国債 （１０年）	360,000,000	103.19 371,484,000	103.72 373,402,800	1.5 2014/3/20	7.96
日本	国債証券	第２６４回利付国債 （１０年）	230,000,000	103.25 237,486,500	103.85 238,857,300	1.5 2014/9/20	5.09
日本	国債証券	第９２回利付国債 （２０年）	220,000,000	100.19 220,431,200	103.42 227,539,400	2.1 2026/12/20	4.85
日本	国債証券	第２４８回利付国債 （１０年）	210,000,000	99.56 209,092,800	100.22 210,462,000	0.7 2013/3/20	4.49
日本	国債証券	第２３２回利付国債 （１０年）	200,000,000	101.64 203,280,000	101.71 203,424,000	1.2 2011/6/20	4.34
日本	国債証券	第２７１回利付国債 （１０年）	180,000,000	101.59 182,867,400	102.14 183,862,800	1.2 2015/6/20	3.92
日本	国債証券	第２９５回利付国債 （１０年）	170,000,000	101.92 173,271,600	102.18 173,711,100	1.5 2018/6/20	3.70
日本	国債証券	第２８９回利付国債 （１０年）	140,000,000	101.81 142,543,800	102.48 143,483,200	1.5 2017/12/20	3.06
日本	国債証券	第９５回利付国債 （２０年）	130,000,000	103.14 134,089,800	106.46 138,400,600	2.3 2027/6/20	2.95
日本	国債証券	第２２５回利付国債 （１０年）	130,000,000	102.78 133,622,200	102.78 133,614,000	1.9 2010/12/20	2.85
日本	国債証券	第２４０回利付国債 （１０年）	130,000,000	101.98 132,582,200	102.41 133,139,500	1.3 2012/6/20	2.84

日本	国債証券	第 2 3 7 回利付国債 (1 0 年)	110,000,000	102.51 112,762,100	102.93 113,223,000	1.5 2012/3/20	2.41
日本	国債証券	第 2 0 回利付国債 (3 0 年)	100,000,000	105.87 105,874,500	110.51 110,510,000	2.5 2035/9/20	2.36
日本	地方債証券	第 6 3 7 回東京都公募 公債	100,000,000	104.29 104,297,000	104.48 104,485,000	1.81 2016/9/20	2.23
日本	社債券	第 5 1 9 回東京電力株式 会社社債（一般担保付）	100,000,000	101.96 101,968,000	101.83 101,837,000	1.59 2015/12/28	2.17
日本	特殊債券	第 2 3 回都市再生債権	100,000,000	100.26 100,261,000	100.63 100,633,000	1.28 2013/11/25	2.15
日本	国債証券	第 6 1 回利付国債 (2 0 年)	110,000,000	89.20 98,120,000	91.45 100,601,600	1 2023/3/20	2.15
日本	社債券	住不オークタワー特定 目的会社第 3 回 A 2 号	100,000,000	99.17 99,172,000	99.09 99,098,000	0.86 2010/1/31	2.11
アメリカ	社債券	第 8 回ゼネラル・エレクトリック・ キャピタル・コーポ	100,000,000	97.32 97,322,000	98.14 98,145,000	0.82 2009/6/2	2.09
日本	国債証券	第 4 7 回変動利付国債 (1 5 年)	100,000,000	96.80 96,800,000	96.90 96,900,000	1.05 2022/11/20	2.07
日本	社債券	第 1 回株式会社ほくほく フィナンシャルグループ	100,000,000	96.74 96,740,000	96.33 96,330,000	2.17 2015/2/27	2.05
日本	国債証券	第 9 7 回利付国債 (2 0 年)	90,000,000	101.55 91,395,000	104.92 94,428,000	2.2 2027/9/20	2.01
日本	国債証券	第 2 8 5 回利付国債 (1 0 年)	90,000,000	104.46 94,014,000	104.82 94,341,600	1.7 2017/3/20	2.01
日本	特殊債券	第 4 2 回貸付債権担保 住宅金融公庫債券	85,739,000	102.37 87,771,014	102.06 87,506,938	2.34 2041/5/10	1.87
日本	国債証券	第 2 8 0 回利付国債 (1 0 年)	65,000,000	107.24 69,706,150	107.17 69,662,450	1.9 2016/6/20	1.49
日本	国債証券	第 1 6 回利付国債 (物価連動・ 1 0 年)	60,000,000	80.90 49,413,720	89.20 54,108,720	1.4 2018/6/10	1.15
日本	国債証券	第 2 5 5 回利付国債 (1 0 年)	50,000,000	103.11 51,556,000	103.67 51,838,000	1.5 2013/9/20	1.11
日本	国債証券	第 1 0 0 回利付国債 (2 0 年)	40,000,000	101.64 40,659,600	105.01 42,006,800	2.2 2028/3/20	0.90

口 種類別の投資比率

平成21年 1 月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	83.86
地方債証券	2.23
特殊債券	4.01
社債券	8.43
合計	98.53

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔外国株式マザーファンド（A号）〕

（１）投資状況

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	2,427,175,594	58.19
	カナダ	166,653,913	4.00
	ドイツ	178,292,765	4.27
	イタリア	16,808,036	0.40
	フランス	257,453,195	6.17
	オーストラリア	144,036,836	3.45
	イギリス	432,713,818	10.37
	スイス	206,453,759	4.95
	バミューダ	3,121,965	0.07
	香港	31,453,653	0.75
	シンガポール	29,126,918	0.70
	ニュージーランド	10,334,548	0.25
	オランダ	35,961,369	0.86
	スペイン	35,264,839	0.85
	ベルギー	9,035,370	0.22
	スウェーデン	41,083,692	0.98
	ルクセンブルク	62,240,054	1.49
	フィンランド	16,579,263	0.40
	デンマーク	22,691,478	0.54
	小 計	4,126,481,065	98.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,961,084	1.08
合計(純資産総額)		4,171,442,149	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年 1 月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名／業種	数量 （株）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION 〔エネルギー〕	17,540	6,983.40 122,488,836	6,324.02 110,923,328	2.66
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP 〔資本財〕	20,130	4,395.98 88,491,090	4,359.29 87,752,588	2.10
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO 〔家庭用品・パーソナル用品〕	16,790	5,260.19 88,318,601	5,213.60 87,536,360	2.10
アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	24,930	3,237.76 80,717,391	3,217.53 80,213,060	1.92
アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORPORATION 〔食品・生活必需品小売り〕	32,610	2,543.40 82,940,498	2,450.98 79,926,571	1.92
アメリカ	株式	PEPSICO INC 〔食品・飲料・タバコ〕	16,900	4,657.43 78,710,683	4,627.94 78,212,253	1.87
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION 〔エネルギー〕	10,970	7,175.00 78,709,773	6,877.43 75,445,516	1.81
アメリカ	株式	BJ'S WHOLESALE CLUB INC 〔食品・生活必需品小売り〕	29,000	3,069.04 89,002,240	2,600.53 75,415,428	1.81
アメリカ	株式	AT&T INC 〔電気通信サービス〕	31,700	2,483.01 78,711,502	2,212.78 70,145,141	1.68
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	12,280	5,143.29 63,159,709	5,218.97 64,089,000	1.54
アメリカ	株式	INTEL CORP 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	52,500	1,293.93 67,931,677	1,197.28 62,857,383	1.51
アメリカ	株式	DOMINION RESOURCES INC/VA 〔公益事業〕	18,890	3,113.36 58,811,398	3,242.60 61,252,817	1.47
アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	11,950	4,600.84 54,980,092	4,961.96 59,295,487	1.42
フランス	株式	VIVENDI SA 〔メディア〕	25,130	2,509.63 63,067,133	2,355.65 59,197,652	1.42
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO 〔資本財〕	51,358	1,480.44 76,032,501	1,139.07 58,500,665	1.40
カナダ	株式	ENBRIDGE INC 〔公益事業〕	19,450	2,905.01 56,502,463	2,971.98 57,805,069	1.39
イギリス	株式	DIAGEO PLC 〔食品・飲料・タバコ〕	46,360	1,184.20 54,899,649	1,190.40 55,187,166	1.32
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC 〔電気通信サービス〕	317,540	166.25 52,792,208	167.68 53,247,275	1.28
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP 〔ソフトウェア・サービス〕	33,600	1,706.41 57,335,704	1,575.18 52,926,199	1.27
アメリカ	株式	DEVON ENERGY CORPORATION 〔エネルギー〕	8,950	6,033.19 53,997,075	5,627.32 50,364,531	1.21
アメリカ	株式	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC 〔ヘルスケア機器・サービス〕	12,230	3,703.02 45,288,013	4,096.01 50,094,287	1.20

アメリカ	株式	LOWE'S COMPANIES INC 〔小売〕	28,800	1,926.97 55,496,823	1,734.58 49,956,004	1.20
アメリカ	株式	PRAXAIR INC 〔素材〕	8,780	5,108.74 44,854,738	5,649.70 49,604,449	1.19
アメリカ	株式	QUALCOMM INC 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	15,720	3,096.00 48,669,166	3,145.89 49,453,414	1.19
アメリカ	株式	PFIZER INC 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	35,800	1,492.90 53,446,053	1,353.99 48,473,056	1.16
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG 〔資本財〕	9,140	5,413.62 49,480,501	5,181.52 47,359,097	1.14
ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG 〔保険〕	5,890	8,302.86 48,903,865	7,862.97 46,312,903	1.11
ルクセンブルク	株式	SES 〔メディア〕	27,700	1,613.45 44,692,774	1,653.23 45,794,590	1.10
アメリカ	株式	TRAVELERS COS INC(THE) 〔保険〕	12,860	3,637.65 46,780,196	3,530.95 45,408,100	1.09
ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG 〔電気通信サービス〕	39,600	1,231.42 48,764,274	1,120.64 44,377,383	1.06

□ 種類別・業種別の投資比率

平成21年 1月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	11.95	株式（外国）	ヘルスケア機器・サービス	1.20
	素材	6.78		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.70
	資本財	7.25		銀行	6.63
	運輸	0.16		各種金融	3.69
	自動車・自動車部品	1.09		保険	4.60
	耐久消費財・アパレル	0.61		不動産	0.27
	消費者サービス	0.07		ソフトウェア・サービス	4.02
	メディア	3.39		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.39
	小売	2.13		電気通信サービス	6.64
	食品・生活必需品小売り	3.72		公益事業	7.29
	食品・飲料・タバコ	5.97		合計	98.92
	家庭用品・パーソナル用品	3.38			

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成21年 1 月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 香港ドル	売建	1,246,824.19	14,456,053	14,388,351	0.34
為替予約取引	市場外取引 米ドル	買建	4,669,630.28	423,068,503	418,118,695	10.02
為替予約取引	市場外取引 カナダドル	買建	310,332.90	23,157,040	22,635,681	0.54
為替予約取引	市場外取引 オーストラリアドル	買建	614,650.56	37,032,696	35,618,999	0.85
為替予約取引	市場外取引 英ポンド	買建	638,125.28	82,222,442	81,144,010	1.95
為替予約取引	市場外取引 スイスフラン	買建	457,256.44	35,940,356	35,419,083	0.85
為替予約取引	市場外取引 シンガポールドル	買建	49,493.01	2,984,923	2,936,420	0.07
為替予約取引	市場外取引 スウェーデンクローナ	買建	651,912.23	7,347,050	7,079,766	0.17
為替予約取引	市場外取引 デンマーククローネ	買建	195,499.31	3,124,078	3,030,239	0.07
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	買建	942,857.10	112,265,994	108,909,423	2.61

(注)

1. 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 基準日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という) の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

〔外国債券マザーファンド（Ａ号）〕

（１）投資状況

平成21年１月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	969,466,052	24.45
	カナダ	97,648,760	2.46
	ドイツ	541,305,762	13.65
	イタリア	377,248,772	9.51
	フランス	479,630,303	12.10
	イギリス	301,426,760	7.60
	シンガポール	38,858,299	0.98
	スペイン	35,352,180	0.89
	ベルギー	259,314,593	6.54
	スウェーデン	32,184,764	0.81
	ノルウェー	11,184,656	0.28
	デンマーク	42,773,787	1.08
	ギリシャ	166,425,586	4.20
	ポーランド	39,469,844	1.00
	小 計	3,392,290,118	85.55
特殊債券	アメリカ	55,614,687	1.40
	国際機関	92,755,352	2.34
	小 計	148,370,039	3.74
社債券	アメリカ	130,376,908	3.29
	ドイツ	23,648,991	0.60
	フランス	23,124,484	0.58
	オランダ	57,915,189	1.46
	小 計	235,065,572	5.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		189,479,730	4.78
合計(純資産総額)		3,965,205,459	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成21年１月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	利率／ 償還期限	投資 比率 （％）
フランス	国債証券	FRTR 4% 13/10/25	2,600,000	11,918.07 309,869,944	12,135.27 315,517,051	4 2013/10/25	7.96
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 34/07/04	1,730,000	13,004.05 224,970,182	12,546.55 217,055,453	4.75 2034/7/4	5.47
アメリカ	国債証券	US T 3.625% 13/05/15	2,060,000	9,885.48 203,640,896	9,713.37 200,095,556	3.625 2013/5/15	5.05
イタリア	国債証券	BTPS 4.5% 20/02/01	1,400,000	11,405.12 159,671,702	11,460.57 160,448,064	4.5 2020/2/1	4.05

アメリカ	国債証券	US T 7.25% 22/08/15	1,170,000	12,615.35 147,599,668	12,199.78 142,737,522	7.25 2022/8/15	3.60
ドイツ	国債証券	OBL 4.25% 12/10/12	1,130,000	12,245.02 138,368,779	12,362.86 139,700,377	4.25 2012/10/12	3.52
ベルギー	国債証券	BGB 5% 12/09/28	1,000,000	12,086.74 120,867,486	12,335.13 123,351,381	5 2012/9/28	3.11
イギリス	国債証券	UKT 8% 21/06/07	700,000	17,779.76 124,458,348	17,595.35 123,167,471	8 2021/6/7	3.11
アメリカ	国債証券	US T 4.625% 16/11/15	1,050,000	10,451.96 109,745,623	10,193.30 107,029,740	4.625 2016/11/15	2.70
アメリカ	国債証券	US T 4.875% 12/02/15	1,060,000	10,030.99 106,328,591	9,887.57 104,808,340	4.875 2012/2/15	2.64
アメリカ	国債証券	US T 4.25% 17/11/15	1,010,000	10,142.93 102,443,660	9,980.62 100,804,335	4.25 2017/11/15	2.54
ドイツ	国債証券	DBR 4% 18/01/04	800,000	12,303.94 98,431,560	12,270.44 98,163,530	4 2018/1/4	2.48
アメリカ	国債証券	US T 6.125% 27/11/15	820,000	12,427.86 101,908,459	11,668.08 95,678,297	6.125 2027/11/15	2.41
国際機関	特殊債券	EIB 4.125% 10/09/15	1,000,000	9,280.03 92,800,396	9,275.53 92,755,352	4.125 2010/9/15	2.34
ベルギー	国債証券	BGB 3.75% 15/09/28	800,000	11,416.67 91,333,396	11,472.12 91,777,032	3.75 2015/9/28	2.31
ドイツ	国債証券	OBL 4% 13/10/11	700,000	12,256.00 85,792,000	12,340.91 86,386,402	4 2013/10/11	2.18
イタリア	国債証券	BTPS 5% 12/02/01	700,000	11,915.76 83,410,349	12,228.85 85,601,953	5 2012/2/1	2.16
ギリシャ	国債証券	GGB 4.6% 13/05/20	700,000	11,460.57 80,224,032	11,264.17 78,849,225	4.6 2013/5/20	1.99
アメリカ	国債証券	US T 2.75% 13/10/31	800,000	9,488.10 75,904,818	9,362.17 74,897,381	2.75 2013/10/31	1.89
ギリシャ	国債証券	GGB 3.1% 10/04/20	600,000	11,535.67 69,214,023	11,581.88 69,491,295	3.1 2010/4/20	1.75
イギリス	国債証券	UKT 5% 18/03/07	460,000	14,255.77 65,576,551	13,992.85 64,367,120	5 2018/3/7	1.62
イタリア	国債証券	BTPS 5% 34/08/01	500,000	11,217.96 56,089,815	11,345.04 56,725,230	5 2034/8/1	1.43
アメリカ	特殊債券	FNMA 4.125% 10/05/15	600,000	9,252.25 55,513,513	9,269.11 55,614,687	4.125 2010/5/15	1.40
フランス	国債証券	FRTR 4.25% 18/10/25	450,000	12,194.19 54,873,861	12,044.00 54,198,011	4.25 2018/10/25	1.37
フランス	国債証券	BTAN 2.5% 10/07/12	410,000	11,539.13 47,310,459	11,678.92 47,883,603	2.5 2010/7/12	1.21
イギリス	国債証券	UKT 6.0% 281207	300,000	15,395.13 46,185,417	15,166.59 45,499,789	6 2028/12/7	1.15
イギリス	国債証券	UKT 4.25% 36/03/07	350,000	12,872.52 45,053,832	12,246.54 42,862,903	4.25 2036/3/7	1.08
カナダ	国債証券	CAN 9% 25/06/01	340,000	11,916.67 40,516,692	11,985.46 40,750,584	9 2025/6/1	1.03

アメリカ	国債証券	US T 7.5% 16/11/15	340,000	11,882.16 40,399,363	11,673.68 39,690,518	7.5 2016/11/15	1.00
フランス	国債証券	FRTR 5.5% 29/04/25	290,000	13,618.67 39,494,161	13,538.96 39,262,986	5.5 2029/4/25	0.99

□ 種類別の投資比率

平成21年 1 月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	85.55
特殊債券	3.74
社債券	5.93
合計	95.22

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成21年 1 月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (％)
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	408,350	36,686,778	36,555,659	0.92
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	100,000	12,206,000	11,533,000	0.29
為替予約取引	市場外取引 米ドル	買建	307,219.40	27,492,603	27,508,425	0.69
為替予約取引	市場外取引 オーストラリアドル	買建	300,000	18,069,000	17,310,000	0.44
為替予約取引	市場外取引 スイスフラン	買建	400,000	31,084,000	30,972,000	0.78

(注)

- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
 - 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成13年10月4日 信託契約締結、設定、運用開始。
- 平成14年12月1日 各ファンドの名称を「MLG・DCバランス（安定型）」、「MLG・DCバランス（安定成長型）」、「MLG・DCバランス（成長型）」から「三井住友・DCバランスファンド（安定型）」、「三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）」、「三井住友・DCバランスファンド（成長型）」に名称を変更。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
- 販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。
- （ロ）原則として午後3時まで（わが国の取引所の半日立会日の場合は午前11時まで）に取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

無手数料です。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時まで（わが国の取引所の半日立会日の場合は午前11時まで）に解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「DC安定」、「DC安成」、「DC成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成13年10月4日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託

終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c ～ e までの取扱い、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 当ファンドは、分配金自動再投資専用ですので、分配金は、税金を差し引いた後、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている

受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

当ファンドは、分配金自動再投資専用であるため、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に

設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
但し、第7期（平成18年12月16日から平成19年12月17日まで）については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定に基づき、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期（平成18年12月16日から平成19年12月17日まで）及び第8期（平成19年12月18日から平成20年12月15日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三井住友・D C バランスファンド（安定型）

(1)【貸借対照表】

期 別	第 7 期 (平成19年12月17日現在)	第 8 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,591,216	4,541,540
親投資信託受益証券	172,833,791	155,096,657
派生商品評価勘定	-	4,045,145
未収入金	4,200,000	3,309,000
未収利息	50	37
流動資産合計	180,625,057	166,992,379
資産合計	180,625,057	166,992,379
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	491,028	-
未払金	-	3,309,000
未払受託者報酬	95,445	87,643
未払委託者報酬	1,240,699	1,139,299
その他未払費用	4,706	4,340
流動負債合計	1,831,878	4,540,282
負債合計	1,831,878	4,540,282
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	162,650,916	178,024,468
元本合計	162,650,916	178,024,468
2 剰余金		
期末剰余金又は欠損金（ ）	16,142,263	15,572,371
剰余金合計	16,142,263	15,572,371
元本等合計	178,793,179	162,452,097
純資産合計	178,793,179	162,452,097
負債・純資産合計	180,625,057	166,992,379

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期 別	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
科 目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	17,908	32,401
有価証券売買等損益	63,408	33,704,791
為替差損益	1,248,289	4,500,157
営業収益合計	1,293,789	29,172,233
営業費用		
受託者報酬	186,296	179,448
委託者報酬	2,421,687	2,332,729
その他費用	9,183	8,870
営業費用合計	2,617,166	2,521,047
営業損失	3,910,955	31,693,280
経常損失	3,910,955	31,693,280
当期純損失	3,910,955	31,693,280
一部解約に伴う当期純損失分配額	4,444	475,172
期首剰余金	18,452,758	16,142,263
剰余金増加額	2,351,734	48,589
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(2,351,734)	(48,589)
剰余金減少額	755,718	545,115
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(755,718)	(545,115)
分配金	-	-
期末剰余金又は欠損金 ()	16,142,263	15,572,371

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成18年12月16日から平成19年12月17日までとなっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 7 期 （平成19年12月17日現在）	第 8 期 （平成20年12月15日現在）
１．受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 162,650,916口	当該計算期間の末日における受益権の総数 178,024,468口
２．元本の欠損	-----	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 15,572,371円
３．１単位当たり純資産額	1.0992円 （１万口＝10,992円）	0.9125円 （１万口＝9,125円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（975,542円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金(5,435,459円)、および分配準備積立金（15,242,523円）より、分配対象収益は21,653,524円（１万口当たり1,331.28円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,221,917円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金(8,050,642円)、および分配準備積立金（15,680,988円）より、分配対象収益は24,953,547円（１万口当たり1,401.69円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	172,833,791円	512,576円
合 計	172,833,791円	512,576円

第8期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	155,096,657円	28,426,419円
合 計	155,096,657円	28,426,419円

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第7期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第8期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引、為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左

５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

第７期（平成19年12月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち１年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	6,537,412	—	6,563,280	25,868
	ユーロ	11,656,152	—	12,121,312	465,160
	売建 合計	18,193,564	—	18,684,592	491,028

第８期（平成20年12月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち１年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	10,864,955	—	9,384,330	1,480,625
	ユーロ	13,004,076	—	10,439,556	2,564,520
	売建 合計	23,869,031	—	19,823,886	4,045,145

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第7期 （平成19年12月17日現在）	第8期 （平成20年12月15日現在）
期首元本額	149,952,591円	162,650,916円
期中追加設定元本額	18,819,170円	21,009,295円
期中一部解約元本額	6,120,845円	5,635,743円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	52,238,216円	0.4623円	24,149,727円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（Ａ号）	80,758,164円	1.1079円	89,471,969円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド（Ａ号）	22,469,480円	0.6276円	14,101,845円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド（Ａ号）	15,897,042円	1.7219円	27,373,116円
合 計	—	171,362,902円	—	155,096,657円

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記） . 取引の時価等に関する事項」に同様の内容が記載されている為、省略しております。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）**（１）貸借対照表**

期 別	第 7 期 (平成19年12月17日現在)	第 8 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,815,858	7,671,713
親投資信託受益証券	305,841,669	226,817,651
派生商品評価勘定	-	5,752,450
未収入金	8,400,000	4,899,000
未収利息	82	63
流動資産合計	320,057,609	245,140,877
資産合計	320,057,609	245,140,877
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	472,651	-
未払金	-	4,899,000
未払受託者報酬	174,480	137,431
未払委託者報酬	2,268,215	1,786,567
その他未払費用	8,657	6,807
流動負債合計	2,924,003	6,829,805
負債合計	2,924,003	6,829,805
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	268,365,045	271,778,623
元本合計	268,365,045	271,778,623
2 剰余金		
期末剰余金又は欠損金（ ）	48,768,561	33,467,551
剰余金合計	48,768,561	33,467,551
元本等合計	317,133,606	238,311,072
純資産合計	317,133,606	238,311,072
負債・純資産合計	320,057,609	245,140,877

(2) 損益及び剰余金計算書

期 別	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
科 目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	34,917	56,885
有価証券売買等損益	4,901,550	83,357,657
為替差損益	982,442	6,377,936
その他収益	54	-
営業収益合計	5,849,021	76,922,836
営業費用		
受託者報酬	340,206	296,708
委託者報酬	4,422,629	3,857,102
その他費用	16,879	14,706
営業費用合計	4,779,714	4,168,516
営業損失	10,628,735	81,091,352
経常損失	10,628,735	81,091,352
当期純損失	10,628,735	81,091,352
一部解約に伴う当期純利益分配額 又は当期純損失分配額（ ）	259,172	3,795,922
期首剰余金	55,247,162	48,768,561
剰余金増加額	10,121,304	2,404,297
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(10,121,304)	(2,404,297)
剰余金減少額	5,711,998	7,344,979
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(5,711,998)	(7,344,979)
分配金	-	-
期末剰余金又は欠損金（ ）	48,768,561	33,467,551

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成18年12月16日から平成19年12月17日までとなっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 7 期 (平成19年12月17日現在)	第 8 期 (平成20年12月15日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 268,365,045口	当該計算期間の末日における受益権の総数 271,778,623口
2. 元本の欠損	-----	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 33,467,551円
3. 1 単位当たり純資産額	1.1817円 (1 万口 = 11,817円)	0.8769円 (1 万口 = 8,769円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,382,744円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金(16,417,071円)、および分配準備積立金（48,199,589円）より、分配対象収益は65,999,404円（1 万口当たり2,459.31円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,918,733円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金(24,436,094円)、および分配準備積立金（42,476,405円）より、分配対象収益は68,831,232円（1 万口当たり2,532.62円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	305,841,669円	6,527,504円
合 計	305,841,669円	6,527,504円

第8期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	226,817,651円	71,042,062円
合 計	226,817,651円	71,042,062円

（デリバティブ取引に関する注記）

・取引の状況に関する事項

項 目	第7期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第8期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引、為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左

５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

第７期（平成19年12月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち１年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	13,300,252	—	13,352,880	52,628
	ユーロ	10,525,097	—	10,945,120	420,023
	売建 合計	23,825,349	—	24,298,000	472,651

第８期（平成20年12月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち１年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	22,995,730	—	19,861,980	3,133,750
	ユーロ	13,278,810	—	10,660,110	2,618,700
	売建 合計	36,274,540	—	30,522,090	5,752,450

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 7 期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第 8 期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第 7 期 （平成19年12月17日現在）	第 8 期 （平成20年12月15日現在）
期首元本額	251,378,522円	268,365,045円
期中追加設定元本額	42,771,003円	45,084,182円
期中一部解約元本額	25,784,480円	41,670,604円

（４）附属明細表

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	142,710,975円	0.4623円	65,975,283円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（Ａ号）	84,004,289円	1.1079円	93,068,351円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド（Ａ号）	58,608,247円	0.6276円	36,782,535円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド（Ａ号）	17,998,422円	1.7219円	30,991,482円
合 計	—	303,321,933円	—	226,817,651円

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記） . 取引の時価等に関する事項」に同様の内容が記載されている為、省略しております。

三井住友・D C バランスファンド（成長型）

（１）貸借対照表

期 別	第 7 期 （平成19年12月17日現在）	第 8 期 （平成20年12月15日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,562,880	5,594,243
親投資信託受益証券	201,320,766	140,865,628
派生商品評価勘定	-	2,661,675
未収入金	5,228,113	3,119,000
未収利息	64	45
流動資産合計	211,111,823	152,240,591
資産合計	211,111,823	152,240,591
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	203,109	-
未払金	-	3,119,000
未払解約金	28,113	-
未払受託者報酬	115,758	90,941
未払委託者報酬	1,504,858	1,182,230
その他未払費用	5,727	4,489
流動負債合計	1,857,565	4,396,660
負債合計	1,857,565	4,396,660
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	168,895,590	181,782,056
元本合計	168,895,590	181,782,056
2 剰余金		
期末剰余金又は欠損金（ ）	40,358,668	33,938,125
剰余金合計	40,358,668	33,938,125
元本等合計	209,254,258	147,843,931
純資産合計	209,254,258	147,843,931
負債・純資産合計	211,111,823	152,240,591

(2) 損益及び剰余金計算書

期 別	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
科 目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	24,025	37,491
有価証券売買等損益	6,138,578	75,725,924
為替差損益	441,638	3,142,482
営業収益合計	6,556,191	72,545,951
営業費用		
受託者報酬	225,845	194,858
委託者報酬	2,935,961	2,533,121
その他費用	11,171	9,623
営業費用合計	3,172,977	2,737,602
営業損失	9,729,168	75,283,553
経常損失	9,729,168	75,283,553
当期純損失	9,729,168	75,283,553
一部解約に伴う当期純利益分配額 又は当期純損失分配額（ ）	420,409	1,963,161
期首剰余金	46,330,131	40,358,668
剰余金増加額	9,302,469	878,113
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(9,302,469)	(878,113)
剰余金減少額	5,124,355	1,854,514
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(5,124,355)	(1,854,514)
分配金	-	-
期末剰余金又は欠損金（ ）	40,358,668	33,938,125

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、親投資信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
2 . デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。時価評価にあたっては、原 則として、わが国における計算期間末日 の対顧客先物売買相場の仲値によって計 算しております。	為替予約取引 同 左
3 . その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成 18年12月16日から平成19年12月17日まで となっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成 19年12月18日から平成20年12月15日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 7 期 (平成19年12月17日現在)	第 8 期 (平成20年12月15日現在)
1 . 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総 数 168,895,590口	当該計算期間の末日における受益権の総 数 181,782,056口
2 . 元本の欠損	-----	「投資信託財産の計算に関する規則」第 55条の6第10号に規定する額 33,938,125円
3 . 1 単位当たり純資産額	1.2390円 (1 万口 = 12,390円)	0.8133円 (1 万口 = 8,133円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 7 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 8 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当 等収益（667,603円）、費用控除後、繰越 欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金(12,685,798円)、および 分配準備積立金（40,085,460円）より、分 配対象収益は53,438,861円（1 万口当 たり3,164.01円）であります。分配を行っ ておりません。	計算期間末における費用控除後の配当 等収益（1,220,204円）、費用控除後、繰越 欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金(18,615,922円)、および 分配準備積立金（38,934,347円）より、分 配対象収益は58,770,473円（1 万口当 たり3,233.01円）であります。分配を行っ ておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	201,320,766円	7,381,388円
合 計	201,320,766円	7,381,388円

第8期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	140,865,628円	68,330,376円
合 計	140,865,628円	68,330,376円

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第7期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第8期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引、為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左

５．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

第 7 期（平成19年12月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	11,722,256	—	11,768,640	46,384
	ユーロ	3,927,275	—	4,084,000	156,725
	売建 合計	15,649,531	—	15,852,640	203,109

第 8 期（平成20年12月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	14,451,445	—	12,482,070	1,969,375
	ユーロ	3,510,490	—	2,818,190	692,300
	売建 合計	17,961,935	—	15,300,260	2,661,675

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 7 期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第 8 期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第 7 期 （平成19年12月17日現在）	第 8 期 （平成20年12月15日現在）
期首元本額	156,824,478円	168,895,590円
期中追加設定元本額	29,311,634円	20,970,292円
期中一部解約元本額	17,240,522円	8,083,826円

（４）附属明細表

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	127,916,741円	0.4623円	59,135,909円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（Ａ号）	30,749,899円	1.1079円	34,067,813円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド（Ａ号）	54,754,470円	0.6276円	34,363,905円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド（Ａ号）	7,722,865円	1.7219円	13,298,001円
合 計	—	221,143,975円	—	140,865,628円

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記） ．取引の時価等に関する事項」に同様の内容が記載されている為、省略しております。

（参考情報）

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）、三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）、三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）は、「国内株式マザーファンド（Ａ号）」、「国内債券マザーファンド（Ａ号）」、「外国株式マザーファンド（Ａ号）」、「外国債券マザーファンド（Ａ号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外となっております。

「国内株式マザーファンド（Ａ号）」の状況

（１）貸借対照表

期 別	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	140,316,439	143,716,693
株式	9,265,477,400	7,221,380,200
未収入金	204,065,094	178,727,654
未収配当金	-	228,000
未収利息	1,979	1,181
流動資産合計	9,609,860,912	7,544,053,728
資産合計	9,609,860,912	7,544,053,728
負債の部		
流動負債		
未払金	209,794,383	179,852,012
未払解約金	-	39,729,000
流動負債合計	209,794,383	219,581,012
負債合計	209,794,383	219,581,012
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	11,308,433,924	15,844,667,154
元本合計	11,308,433,924	15,844,667,154
2 剰余金		
期末欠損金	1,908,367,395	8,520,194,438
剰余金合計	1,908,367,395	8,520,194,438
元本等合計	9,400,066,529	7,324,472,716
純資産合計	9,400,066,529	7,324,472,716
負債・純資産合計	9,609,860,912	7,544,053,728

（注）「国内株式マザーファンド（Ａ号）」は、毎年12月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成19年12月17日並びに平成20年12月15日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。なお、この変更による損益への影響はありません。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成18年12月16日から平成19年12月17日までとなっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 11,308,433,924口	当該計算期間の末日における受益権の総数 15,844,667,154口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,908,367,395円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 8,520,194,438円
3. 1 単位当たり純資産額	0.8312円 (1 万口 = 8,312円)	0.4623円 (1 万口 = 4,623円)

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡し取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第8期（平成19年12月17日現在）

第8期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第9期（平成20年12月15日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第 8 期 (平成19年12月17日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,226,403,895円
同期中における追加設定元本額	1,520,348,115円
同期中における一部解約元本額	2,438,318,086円
期末における元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	38,682,812円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	120,335,282円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	106,756,559円
三井住友・ＤＣ国内株式アクティブＳ	345,592,305円
ＳＭＡＭ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	1,376,788,592円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,012,555,076円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	100,504,938円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株６０型（適格機関投資家専用）	107,206,665円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株８０型（適格機関投資家専用）	100,011,695円
合 計	11,308,433,924円

第 9 期 (平成20年12月15日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	11,308,433,924円
同期中における追加設定元本額	5,471,271,952円
同期中における一部解約元本額	935,038,722円
期末における元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	52,238,216円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	142,710,975円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	127,916,741円
三井住友・ＤＣ国内株式アクティブＳ	402,539,736円
ＳＭＡＭ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	1,248,968,389円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	13,508,591,943円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	135,503,286円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株６０型（適格機関投資家専用）	121,973,289円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株８０型（適格機関投資家専用）	104,224,579円
合 計	15,844,667,154円

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ａ）株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
国際石油開発帝石	33	651,000	21,483,000	
清水建設	237,000	509	120,633,000	
大和ハウス工業	99,000	822	81,378,000	
積水ハウス	29,000	750	21,750,000	
麒麟ホールディングス	54,000	1,135	61,290,000	
ニチレイ	96,000	417	40,032,000	
レンゴー	66,000	658	43,428,000	
昭和電工	152,000	135	20,520,000	
住友化学	120,000	308	36,960,000	
日産化学工業	54,000	886	47,844,000	
信越化学工業	39,400	4,070	160,358,000	
J S R	11,800	968	11,422,400	
東京応化工業	19,400	1,384	26,849,600	
花王	54,000	2,675	144,450,000	
富士フイルムホールディングス	37,400	2,110	78,914,000	
資生堂	43,000	1,798	77,314,000	
小林製薬	8,900	3,620	32,218,000	
アステラス製薬	36,700	3,420	125,514,000	
参天製薬	23,300	2,635	61,395,500	
ツムラ	26,800	3,180	85,224,000	
キッセイ薬品工業	21,000	2,490	52,290,000	
第一三共	75,400	1,869	140,922,600	
新日本石油	35,000	426	14,910,000	
出光興産	1,500	5,630	8,445,000	
ブリヂストン	30,100	1,466	44,126,600	
住友ゴム工業	9,200	806	7,415,200	
旭硝子	108,000	504	54,432,000	
日本板硝子	23,000	328	7,544,000	
日本電気硝子	63,000	518	32,634,000	
住友大阪セメント	182,000	236	42,952,000	
住友金属工業	451,000	221	99,671,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	15,500	2,550	39,525,000	
東京製鐵	51,500	895	46,092,500	
共英製鋼	16,700	1,749	29,208,300	
東京鐵鋼	63,000	208	13,104,000	
三菱マテリアル	134,000	231	30,954,000	
住友電気工業	58,800	763	44,864,400	
住生活グループ	27,000	1,395	37,665,000	
日本発條	87,000	303	26,361,000	
小松製作所	43,100	1,158	49,909,800	

住友重機械工業	130,000	339	44,070,000	
クボタ	99,000	582	57,618,000	
T H K	22,600	979	22,125,400	
マキタ	15,500	1,999	30,984,500	
三菱重工業	180,000	405	72,900,000	
日立製作所	130,000	408	53,040,000	
三菱電機	149,000	535	79,715,000	
富士電機ホールディングス	54,000	133	7,182,000	
パナソニック	31,000	1,044	32,364,000	
ソニー	17,400	1,939	33,738,600	
T D K	2,400	3,080	7,392,000	
ヒロセ電機	5,400	9,090	49,086,000	
横河電機	61,200	550	33,660,000	
堀場製作所	7,000	1,258	8,806,000	
キーエンス	3,200	17,430	55,776,000	
スタンレー電気	18,100	1,154	20,887,400	
ファナック	5,500	5,960	32,780,000	
新光電気工業	12,400	646	8,010,400	
村田製作所	19,700	3,120	61,464,000	
パナソニック電工	30,000	823	24,690,000	
ニチコン	33,800	540	18,252,000	
日本ケミコン	12,000	200	2,400,000	
キヤノン	26,100	2,745	71,644,500	
リコー	34,000	1,019	34,646,000	
いすゞ自動車	80,000	119	9,520,000	
トヨタ自動車	74,100	3,030	224,523,000	
アイシン精機	21,800	1,239	27,010,200	
マツダ	262,000	157	41,134,000	
ダイハツ工業	28,000	839	23,492,000	
スズキ	48,600	1,226	59,583,600	
エクセディ	41,400	870	36,018,000	
ニコン	41,000	1,017	41,697,000	
東京電力	79,200	2,935	232,452,000	
中部電力	47,000	2,715	127,605,000	
関西電力	47,000	2,615	122,905,000	
東京瓦斯	36,000	451	16,236,000	
東京急行電鉄	255,000	391	99,705,000	
東日本旅客鉄道	312	667,000	208,104,000	
ヤマトホールディングス	32,000	1,212	38,784,000	
日本郵船	63,000	547	34,461,000	
商船三井	178,000	605	107,690,000	
近鉄エクスプレス	26,600	1,775	47,215,000	
大塚商会	17,000	4,450	75,650,000	
日本電信電話	526	455,000	239,330,000	
K D D I	335	596,000	199,660,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	144	364,000	52,416,000	

スクウェア・エニックス・ホールディングス	22,200	2,710	60,162,000	
住商情報システム	29,100	1,541	44,843,100	
ソフトバンク	31,500	1,455	45,832,500	
三井物産	207,000	851	176,157,000	
三菱商事	42,400	1,264	53,593,600	
エービーシー・マート	13,400	3,420	45,828,000	
D C M J a p a nホールディングス	29,800	707	21,068,600	
マツモトキヨシホールディングス	10,700	1,853	19,827,100	
三越伊勢丹ホールディングス	43,400	805	34,937,000	
セブン&アイ・ホールディングス	45,100	2,935	132,368,500	
ファミリーマート	10,600	3,890	41,234,000	
コメリ	3,000	2,215	6,645,000	
イズミ	17,400	1,322	23,002,800	
ヤマダ電機	10,420	6,090	63,457,800	
ニトリ	13,350	7,050	94,117,500	
サンドラッグ	3,000	2,430	7,290,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	461,100	517	238,388,700	
中央三井トラスト・ホールディングス	155,000	379	58,745,000	
三井住友フィナンシャルグループ	290	352,000	102,080,000	
千葉銀行	127,000	485	61,595,000	
群馬銀行	122,000	576	70,272,000	
広島銀行	113,000	371	41,923,000	
住友信託銀行	26,000	465	12,090,000	
みずほフィナンシャルグループ	539	239,500	129,090,500	
野村ホールディングス	69,400	670	46,498,000	
新光証券	251,000	189	47,439,000	
三井住友海上グループホールディングス	28,700	2,500	71,750,000	
損害保険ジャパン	130,000	490	63,700,000	
T & Dホールディングス	24,950	3,140	78,343,000	
オリックス	7,220	5,410	39,060,200	
三菱ＵＦＪリース	5,440	2,470	13,436,800	
三井不動産	75,000	1,351	101,325,000	
三菱地所	55,000	1,355	74,525,000	
セコム	10,800	4,660	50,328,000	
合 計	7,376,659		7,221,380,200	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「国内債券マザーファンド（Ａ号）」の状況

(１) 貸借対照表

期 別	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	275,055,110	58,018,589
国債証券	6,824,289,140	3,615,373,560
地方債証券	99,396,000	104,297,000
特殊債券	383,239,438	188,355,874
社債券	4,169,907,600	589,621,000
未収入金	100,770,000	131,250,000
未収利息	46,900,210	17,330,929
前払費用	8,909,639	2,529,584
流動資産合計	11,908,467,137	4,706,776,536
資産合計	11,908,467,137	4,706,776,536
負債の部		
流動負債		
未払金	294,858,200	102,701,000
未払解約金	34,578	9,989,000
流動負債合計	294,892,778	112,690,000
負債合計	294,892,778	112,690,000
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	10,241,244,506	4,146,489,703
元本合計	10,241,244,506	4,146,489,703
2 剰余金		
期末剰余金	1,372,329,853	447,596,833
剰余金合計	1,372,329,853	447,596,833
元本等合計	11,613,574,359	4,594,086,536
純資産合計	11,613,574,359	4,594,086,536
負債・純資産合計	11,908,467,137	4,706,776,536

(注) 「国内債券マザーファンド（Ａ号）」は、毎年12月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成19年12月17日並びに平成20年12月15日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債 券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 業者、銀行等の提示する価額（但し、売気 配相場は使用しない）、価格情報会社の 提供する価額又は業界団体が公表する売 買参考統計値等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債 券（売買目的有価証券） 同 左
2 . その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成 18年12月16日から平成19年12月17日まで となっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成 19年12月18日から平成20年12月15日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
1 . 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総 数 10,241,244,506口	当該計算期間の末日における受益権の総 数 4,146,489,703口
2 . 1 単位当たり純資産額	1.1340円 (1 万口 = 11,340円)	1.1079円 (1 万口 = 11,079円)

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第8期（平成19年12月17日現在）

第8期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第9期（平成20年12月15日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第 8 期 (平成19年12月17日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,416,541,204円
同期中における追加設定元本額	964,456,228円
同期中における一部解約元本額	1,139,752,926円
期末における元本の内訳	
三井住友・DC バランスファンド（安定型）	86,475,217円
三井住友・DC バランスファンド（安定成長型）	106,171,301円
三井住友・DC バランスファンド（成長型）	42,010,545円
三井住友・DC 国内債券アクティブ	237,450,501円
S M A M ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	789,723,833円
S M A M ・ニューセンチュリー国内債券＜適格機関投資家限定＞	8,762,169,178円
S M A M ・バランスファンドV A株 4 0 型（適格機関投資家専用）	142,194,895円
S M A M ・バランスファンドV A株 6 0 型（適格機関投資家専用）	60,036,390円
S M A M ・バランスファンドV A株 8 0 型（適格機関投資家専用）	15,012,646円
合 計	10,241,244,506円

第 9 期 (平成20年12月15日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,241,244,506円
同期中における追加設定元本額	640,469,729円
同期中における一部解約元本額	6,735,224,532円
期末における元本の内訳	
三井住友・DC バランスファンド（安定型）	80,758,164円
三井住友・DC バランスファンド（安定成長型）	84,004,289円
三井住友・DC バランスファンド（成長型）	30,749,899円
三井住友・DC 国内債券アクティブ	248,460,844円
S M A M ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	525,362,243円
S M A M ・ニューセンチュリー国内債券＜適格機関投資家限定＞	3,032,207,714円
S M A M ・バランスファンドV A株 4 0 型（適格機関投資家専用）	100,567,210円
S M A M ・バランスファンドV A株 6 0 型（適格機関投資家専用）	35,790,063円
S M A M ・バランスファンドV A株 8 0 型（適格機関投資家専用）	8,589,277円
合 計	4,146,489,703円

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ａ）株式

該当事項はありません。

（ｂ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 7 5 回利付国債（ 5 年）	40,000,000	40,475,600	
	第 4 7 回変動利付国債（ 1 5 年）	100,000,000	96,800,000	
	第 2 2 5 回利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	102,718,000	
	第 2 3 2 回利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	101,392,000	
	第 2 3 7 回利付国債（ 1 0 年）	110,000,000	112,762,100	
	第 2 4 0 回利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	101,912,000	
	第 2 4 4 回利付国債（ 1 0 年）	390,000,000	393,330,600	
	第 2 4 8 回利付国債（ 1 0 年）	210,000,000	209,092,800	
	第 2 5 5 回利付国債（ 1 0 年）	50,000,000	51,556,000	
	第 2 5 9 回利付国債（ 1 0 年）	360,000,000	371,484,000	
	第 2 6 4 回利付国債（ 1 0 年）	230,000,000	237,486,500	
	第 2 7 1 回利付国債（ 1 0 年）	180,000,000	182,867,400	
	第 2 8 5 回利付国債（ 1 0 年）	90,000,000	94,014,000	
	第 2 8 8 回利付国債（ 1 0 年）	380,000,000	394,428,600	
	第 2 8 9 回利付国債（ 1 0 年）	140,000,000	142,543,800	
	第 2 9 5 回利付国債（ 1 0 年）	60,000,000	60,808,800	
	第 2 0 回利付国債（ 3 0 年）	70,000,000	73,598,700	
	第 6 1 回利付国債（ 2 0 年）	160,000,000	142,729,600	
	第 6 6 回利付国債（ 2 0 年）	40,000,000	39,303,200	
	第 9 2 回利付国債（ 2 0 年）	220,000,000	220,431,200	
	第 9 5 回利付国債（ 2 0 年）	130,000,000	134,089,800	
	第 9 7 回利付国債（ 2 0 年）	90,000,000	91,395,000	
	第 1 0 0 回利付国債（ 2 0 年）	40,000,000	40,659,600	
	第 1 0 4 回利付国債（ 2 0 年）	30,000,000	30,000,000	
	第 8 回利付国債（物価連動・ 1 0 年）	120,000,000	100,080,540	
	第 1 6 回利付国債（物価連動・ 1 0 年）	60,000,000	49,413,720	
	国債証券 小計	3,600,000,000	3,615,373,560	
地方債証券	第 6 3 7 回東京都公募公債	100,000,000	104,297,000	
	地方債証券 小計	100,000,000	104,297,000	
特殊債券	第 2 3 回都市再生債権	100,000,000	100,261,000	
	第 4 2 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	86,052,000	88,094,874	
	特殊債券 小計	186,052,000	188,355,874	
社債券	住不オークタワー特定目的会社第 3 回 A 2 号	100,000,000	99,172,000	
	第 8 回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ	100,000,000	97,322,000	
	第 1 回クレディスイス・グループ・ファイナンス	100,000,000	99,068,000	
	第 1 回株式会社ほくほくフィナンシャルグループ期限前	100,000,000	96,740,000	

	第 1 回住友生命基金流動化特定目的会社特定社債	100,000,000	95,351,000	
	第 5 1 9 回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,968,000	
	社債券 小計	600,000,000	589,621,000	
	合 計		4,497,647,434	

「外国株式マザーファンド（Ａ号）」の状況

(１) 貸借対照表

期 別	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	13,831,473	11,441,192
コール・ローン	50,787,449	14,092,417
株式	5,991,200,403	3,673,359,472
未収入金	-	7,676,000
未収配当金	9,007,363	9,900,827
未収利息	716	115
流動資産合計	6,064,827,404	3,716,470,023
資産合計	6,064,827,404	3,716,470,023
負債の部		
流動負債		
未払解約金	93,046,597	33,895
流動負債合計	93,046,597	33,895
負債合計	93,046,597	33,895
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	4,562,610,933	5,921,239,447
元本合計	4,562,610,933	5,921,239,447
2 剰余金		
期末剰余金又は欠損金（ ）	1,409,169,874	2,204,803,319
剰余金合計	1,409,169,874	2,204,803,319
元本等合計	5,971,780,807	3,716,436,128
純資産合計	5,971,780,807	3,716,436,128
負債・純資産合計	6,064,827,404	3,716,470,023

(注) 「外国株式マザーファンド（Ａ号）」は、毎年12月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成19年12月17日並びに平成20年12月15日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、取引所または店頭市場における最終 相場（最終相場のないものについては、 それに準じる価額）、または金融商品取 引業者等から提示される気配相場に基づ いて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
2 . デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。時価評価にあたっては、原 則として、わが国における計算期間末日 の対顧客先物売買相場の仲値によってお ります。	為替予約取引 同 左
3 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落 ち日において、その金額が確定している ものについては当該金額、未だ確定して いない場合には入金日基準で計上してお ります。	受取配当金の計上基準 同 左
4 . その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」 第60条及び第61条に基づいて処理してお ります。 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成 18年12月16日から平成19年12月17日まで となっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同 左 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成 19年12月18日から平成20年12月15日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
1 . 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総 数 4,562,610,933口	当該計算期間の末日における受益権の総 数 5,921,239,447口
2 . 元本の欠損	-----	「投資信託財産の計算に関する規則」第 55条の6第10号に規定する額 2,204,803,319円
3 . 1 単位当たり純資産額	1.3089円 (1 万口 = 13,089円)	0.6276円 (1 万口 = 6,276円)

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引、為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第 8 期（平成19年12月17日現在）

第 8 期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第 9 期（平成20年12月15日現在）

第 9 期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第 9 期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第 8 期 (平成19年12月17日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,761,323,684円
同期中における追加設定元本額	585,348,265円
同期中における一部解約元本額	1,784,061,016円
期末における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	10,927,288円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	38,866,293円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	37,063,623円
三井住友・DC外国株式アクティブ	207,665,163円
SMAM・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	496,333,859円
SMAM・ニューセンチュリー外国株式＜適格機関投資家限定＞	604,979,259円
SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	3,034,057,503円
SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	40,630,722円
SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	53,287,976円
SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	38,799,247円
合 計	4,562,610,933円

第 9 期 (平成20年12月15日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,562,610,933円
同期中における追加設定元本額	1,803,831,256円
同期中における一部解約元本額	445,202,742円
期末における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	22,469,480円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	58,608,247円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	54,754,470円
三井住友・DC外国株式アクティブ	269,507,635円
SMAM・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	677,686,716円
SMAM・ニューセンチュリー外国株式＜適格機関投資家限定＞	634,671,401円
SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	4,038,940,541円
SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	58,043,039円
SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	62,173,093円
SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	44,384,825円
合 計	5,921,239,447円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
米ドル				
BAKER HUGHES INC	4,320	30.47	131,630.40	
CHEVRON CORPORATION	14,540	79.00	1,148,660.00	
DEVON ENERGY CORPORATION	7,550	68.05	513,777.50	
EXXON MOBIL CORPORATION	9,070	80.45	729,681.50	
MARATHON OIL CORP	9,380	24.92	233,749.60	
NOBLE CORPORATION	6,300	24.87	156,681.00	
ULTRA PETROLEUM CORP	4,520	35.90	162,268.00	
MONSANTO CO	5,030	69.73	350,741.90	
PRAXAIR INC	7,380	55.78	411,656.40	
VULCAN MATERIALS CO	1,200	67.85	81,420.00	
EMERSON ELECTRIC CO	8,270	32.36	267,617.20	
GENERAL ELECTRIC CO	42,858	17.11	733,300.38	
PARKER HANNIFIN CORPORATION	2,800	37.03	103,684.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	14,730	48.82	719,118.60	
BORGWARNER INC	12,080	21.14	255,371.20	
VIACOM INC-CLASS B	17,620	16.46	290,025.20	
LOWE'S COMPANIES INC	21,500	21.99	472,785.00	
PETSMART INC	16,970	16.86	286,114.20	
BJ'S WHOLESALE CLUB INC	24,200	34.98	846,516.00	
CVS CAREMARK CORPORATION	27,310	28.45	776,969.50	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	10,900	26.60	289,940.00	
PEPSICO INC	18,880	52.03	982,326.40	
CENTEX CORP	26,400	11.36	299,904.00	
PROCTER & GAMBLE CO	13,990	58.94	824,570.60	
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	10,130	40.46	409,859.80	
ABBOTT LABORATORIES	10,050	50.75	510,037.50	
ALLERGAN INC	8,510	34.44	293,084.40	
CELGENE CORP	3,040	49.58	150,723.20	
GILEAD SCIENCES INC	8,790	45.03	395,813.70	
JOHNSON & JOHNSON	10,080	57.25	577,080.00	
MERCK & CO. INC.	9,140	27.04	247,145.60	
PFIZER INC	30,100	16.92	509,292.00	
BANCORPSOUTH,INC	13,700	19.92	272,904.00	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	7,850	49.16	385,906.00	
WELLS FARGO & COMPANY	13,000	26.72	347,360.00	
CME GROUP INC.	1,298	210.28	272,943.44	
FRANKLIN RESOURCES INC	4,510	59.31	267,488.10	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,810	67.74	190,349.40	
JPMORGAN CHASE & CO	15,080	30.94	466,575.20	
AON CORP	6,300	40.94	257,922.00	

ASSURANT INC	6,920	22.27	154,108.40	
TRAVELERS COS INC(THE)	11,160	40.58	452,872.80	
ADOBE SYSTEMS INC	10,852	22.43	243,410.36	
AUTODESK INC	10,000	18.40	184,000.00	
CITRIX SYSTEMS INC	7,600	23.03	175,028.00	
MICROSOFT CORP	28,000	19.36	542,080.00	
ORACLE CORPORATION	13,300	16.84	223,972.00	
RED HAT INC	19,500	11.65	227,175.00	
APPLIED MATERIALS INC	15,000	10.45	156,750.00	
HEWLETT-PACKARD CO	20,830	35.97	749,255.10	
INTEL CORP	38,200	14.75	563,450.00	
NETAPP INC	17,200	13.54	232,888.00	
QUALCOMM INC	11,020	33.92	373,798.40	
XILINX INC	10,710	17.34	185,711.40	
AT&T INC	40,000	28.18	1,127,200.00	
CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	7,300	17.67	128,991.00	
ALLEGHENY ENERGY INC	10,060	32.36	325,541.60	
DOMINION RESOURCES INC/VA	17,490	34.60	605,154.00	
NORTHEAST UTILITIES	20,390	23.73	483,854.70	
米ドル 小計	797,718		23,758,233.68	
(邦貨換算額)			(2,165,087,835)	(単位 : 円)
カナダドル				
SINO-FOREST CORPORATION-CL A	10,700	9.40	100,580.00	
YAMANA GOLD INC	15,900	7.59	120,681.00	
TORONTO-DOMINION BANK	8,980	41.64	373,927.20	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	5,900	32.91	194,169.00	
ENBRIDGE INC	16,350	39.68	648,768.00	
カナダドル 小計	57,830		1,438,125.20	
(邦貨換算額)			(105,615,914)	(単位 : 円)
ユーロ				
TOTAL SA	7,040	39.79	280,156.80	
ARCELORMITTAL	6,000	17.80	106,800.00	
SIEMENS AG-REG	6,640	47.48	315,267.20	
SES	26,600	13.90	369,740.00	
VIVENDI SA	20,830	21.97	457,739.25	
L'OREAL	3,628	61.14	221,815.92	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	35,200	8.32	292,864.00	
BNP PARIBAS	7,510	43.80	328,938.00	
ALLIANZ SE-REG	4,890	72.55	354,769.50	
AXA	21,000	15.30	321,405.00	
SCOR SE	13,890	15.71	218,211.90	
DASSAULT SYSTEMES SA	2,140	30.28	64,799.20	
ASML HOLDING NV	2,000	11.96	23,930.00	
NOKIA OYJ	11,933	11.38	135,797.54	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	23,600	10.98	259,128.00	

FRANCE TELECOM SA	14,880	19.38	288,448.80	
KONINKLIJKE KPN NV	12,500	10.59	132,375.00	
TELENET GROUP HOLDINGS NV	5,100	11.69	59,619.00	
E.ON AG	11,571	26.44	305,937.24	
GDF SUEZ	5,473	29.48	161,344.04	
ユーロ 小計	242,425		4,699,086.39	
(邦貨換算額)			(576,201,973)	(単位 : 円)
英ポンド				
BG GROUP PLC	19,020	9.50	180,690.00	
BP PLC	76,780	5.16	396,376.75	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	15,940	16.77	267,313.80	
RIO TINTO PLC	5,550	14.88	82,584.00	
BAE SYSTEMS PLC	58,230	3.45	201,039.07	
BURBERRY GROUP PLC	45,800	2.10	96,180.00	
DIAGEO PLC	32,960	9.28	305,868.80	
GLAXOSMITHKLINE PLC	18,000	11.99	215,910.00	
HSBC HOLDINGS PLC	38,100	7.33	279,273.00	
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	113,900	0.95	108,205.00	
VODAFONE GROUP PLC	212,540	1.28	273,113.90	
NATIONAL GRID PLC	40,336	6.50	262,385.68	
英ポンド 小計	677,156		2,668,940.00	
(邦貨換算額)			(364,764,029)	(単位 : 円)
スイスフラン				
GIVAUDAN-REG	389	857.50	333,567.50	
LONZA GROUP AG-REG	2,550	93.00	237,150.00	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	632	663.00	419,016.00	
ACTELION LTD	2,300	57.75	132,825.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	9,380	55.20	517,776.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,600	168.20	437,320.00	
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	8,000	29.50	236,000.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	4,130	15.57	64,304.10	
スイスフラン 小計	29,981		2,377,958.60	
(邦貨換算額)			(184,696,044)	(単位 : 円)
スウェーデンクローナ				
ATLAS COPCO AB-A SHS	26,100	63.25	1,650,825.00	
AUTOLIV INC-SWED DEP RECEIPT	5,290	169.50	896,655.00	
ERICSSON LM-B SHS	12,056	59.60	718,537.60	
スウェーデンクローナ 小計	43,446		3,266,017.60	
(邦貨換算額)			(37,265,260)	(単位 : 円)
ノルウェークローネ				
DNB NOR ASA	44,900	25.05	1,124,745.00	
ノルウェークローネ 小計	44,900		1,124,745.00	

（邦貨換算額）			(14,846,634)	（単位：円）
デンマーククローネ				
CARLSBERG AS-B	6,690	194.00	1,297,860.00	
デンマーククローネ 小計	6,690		1,297,860.00	
（邦貨換算額）			(21,362,775)	（単位：円）
オーストラリアドル				
SANTOS LTD	6,300	14.47	91,161.00	
BHP BILLITON LTD	11,860	28.82	341,805.20	
NEWCREST MINING LIMITED	2,700	28.11	75,897.00	
RIO TINTO LIMITED	1,010	36.21	36,572.10	
DAVID JONES LIMITED	16,000	2.81	44,960.00	
AUSTRALIAN AGRICULTURAL CO	18,800	1.64	30,832.00	
WOOLWORTHS LIMITED	8,180	25.00	204,500.00	
CSL LIMITED	5,400	29.20	157,680.00	
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	10,800	14.56	157,248.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,080	28.15	143,002.00	
MACQUARIE GROUP LTD	1,420	28.25	40,115.00	
WESTPAC BANKING CORPORATION	7,900	16.03	126,637.00	
ASX LTD	3,500	30.88	108,080.00	
AMP LIMITED	8,600	5.05	43,430.00	
TELSTRA CORPORATION LIMITED	55,500	4.13	229,215.00	
オーストラリアドル 小計	163,050		1,831,134.30	
（邦貨換算額）			(111,259,720)	（単位：円）
ニュージーランドドル				
FLETCHER BUILDING LTD	13,000	5.70	74,100.00	
TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	58,000	2.32	134,560.00	
ニュージーランドドル 小計	71,000		208,660.00	
（邦貨換算額）			(10,462,212)	（単位：円）
香港ドル				
CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	22,000	29.00	638,000.00	
MTR CORPORATION	43,000	18.00	774,000.00	
SHANGRI-LA ASIA LTD.	58,000	9.00	522,000.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	65,000	9.10	591,500.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LIMITED	7,600	73.20	556,320.00	
CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	18,000	78.00	1,404,000.00	
香港ドル 小計	213,600		4,485,820.00	
（邦貨換算額）			(52,753,243)	（単位：円）
シンガポールドル				
SEMBCORP INDUSTRIES LTD	40,000	2.22	88,800.00	
SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	15,000	3.17	47,550.00	
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	23,000	5.21	119,830.00	

SINGAPORE EXCHANGE LTD	24,000	5.07	121,680.00	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	36,050	2.61	94,090.50	
シンガポールドル 小計	138,050		471,950.50	
(邦貨換算額)			(29,043,833)	(単位 : 円)
合 計	2,485,846		3,673,359,472	単位 : 円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(3,673,359,472)	(単位 : 円)

(注)

1. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の株式については、59銘柄、信託財産純資産総額に対する比率58.3%、
合計に対する比率58.9%です。
カナダドル表示の株式については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.8%、
合計に対する比率2.9%です。
ユーロ表示の株式については、20銘柄、信託財産純資産総額に対する比率15.5%、
合計に対する比率15.7%です。
英ポンド表示の株式については、12銘柄、信託財産純資産総額に対する比率9.8%、
合計に対する比率9.9%です。
スイスフラン表示の株式については、8銘柄、信託財産純資産総額に対する比率5.0%、
合計に対する比率5.0%です。
スウェーデンクローナ表示の株式については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.0%、
合計に対する比率1.0%です。
ノルウェークローネ表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.4%、
合計に対する比率0.4%です。
デンマーククローネ表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.6%、
合計に対する比率0.6%です。
オーストラリアドル表示の株式については、15銘柄、信託財産純資産総額に対する比率3.0%、
合計に対する比率3.0%です。
ニュージーランドドル表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.3%、
合計に対する比率0.3%です。
香港ドル表示の株式については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.4%、
合計に対する比率1.4%です。
シンガポールドル表示の株式については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.8%、
合計に対する比率0.8%です。

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「外国債券マザーファンド（Ａ号）」の状況

(１) 貸借対照表

期 別	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	35,374,079	24,939,233
コール・ローン	151,247,488	67,635,774
国債証券	3,646,929,011	3,553,555,238
特殊債券	491,733,591	150,930,727
社債券	530,277,172	270,098,362
派生商品評価勘定	1,277,380	1,938,487
未収入金	-	73,052,107
未収利息	66,804,030	40,603,020
前払費用	5,351,673	8,029,910
流動資産合計	4,928,994,424	4,190,782,858
資産合計	4,928,994,424	4,190,782,858
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,246,000	1,553,683
未払金	-	74,827,198
未払解約金	78,745	3,816,021
流動負債合計	4,324,745	80,196,902
負債合計	4,324,745	80,196,902
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	2,319,678,876	2,387,282,913
元本合計	2,319,678,876	2,387,282,913
2 剰余金		
期末剰余金	2,604,990,803	1,723,303,043
剰余金合計	2,604,990,803	1,723,303,043
元本等合計	4,924,669,679	4,110,585,956
純資産合計	4,924,669,679	4,110,585,956
負債・純資産合計	4,928,994,424	4,190,782,858

(注) 「外国債券マザーファンド（Ａ号）」は、毎年12月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成19年12月17日並びに平成20年12月15日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。なお、買付後の最初の利払いまでは、個別法によっております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券（売買目的有価証券） 同 左
2 . デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
3 . その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」 第60条及び第61条に基づいて処理しております。 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成18年12月16日から平成19年12月17日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同 左 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 8 期 (平成19年12月17日現在)	第 9 期 (平成20年12月15日現在)
1 . 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 2,319,678,876口	当該計算期間の末日における受益権の総数 2,387,282,913口
2 . 1 単位当たり純資産額	2.1230円 (1 万口 = 21,230円)	1.7219円 (1 万口 = 17,219円)

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第 8 期 自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日	第 9 期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引、為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

第 8 期（平成19年12月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	220,166,000	—	224,400,000	4,234,000
	買 建				
	ユーロ	80,498,250	—	81,035,000	536,750
	スイスフラン	39,160,000	—	39,148,000	12,000
	オーストラリアドル	105,793,600	—	106,194,000	400,400
	シンガポールドル	23,008,770	—	23,349,000	340,230
	売建 合計	220,166,000	—	224,400,000	4,234,000
	買建 合計	248,460,620	—	249,726,000	1,265,380

第 9 期（平成20年12月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場外取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	45,903,073	—	46,102,647	199,574
	ユーロ	48,182,556	—	49,375,565	1,193,009
	買 建				
	米ドル	36,928,536	—	37,291,961	363,425
	ユーロ	37,362,689	—	38,156,951	794,262
	スイスフラン	30,534,800	—	31,084,000	549,200
	オーストラリアドル	17,998,500	—	18,069,000	70,500
	売建 合計	94,085,629	—	95,478,212	1,392,583
	買建 合計	122,824,525	—	124,601,912	1,777,387

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期（自 平成18年12月16日 至 平成19年12月17日）

該当事項はありません。

第 9 期（自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第 8 期 (平成19年12月17日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,274,442,991円
同期中における追加設定元本額	379,255,040円
同期中における一部解約元本額	334,019,155円
期末における元本の内訳	
三井住友・外国債券アクティブ	1,289,977,313円
三井住友・DC バランスファンド（安定型）	13,337,266円
三井住友・DC バランスファンド（安定成長型）	16,273,499円
三井住友・DC バランスファンド（成長型）	7,740,076円
三井住友・DC 外国債券アクティブ	473,290,232円
S M A M ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	196,572,611円
S M A M ・ニューセンチュリー外国債券＜適格機関投資家限定＞	270,451,212円
S M A M ・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	25,478,837円
S M A M ・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	18,573,480円
S M A M ・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	7,984,350円
合 計	2,319,678,876円

第 9 期 (平成20年12月15日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,319,678,876円
同期中における追加設定元本額	604,165,595円
同期中における一部解約元本額	536,561,558円
期末における元本の内訳	
三井住友・外国債券アクティブ	1,262,402,269円
三井住友・DC バランスファンド（安定型）	15,897,042円
三井住友・DC バランスファンド（安定成長型）	17,998,422円
三井住友・DC バランスファンド（成長型）	7,722,865円
三井住友・DC 外国債券アクティブ	566,692,897円
S M A M ・ニューセンチュリーバランス標準型＜適格機関投資家限定＞	179,864,876円
S M A M ・ニューセンチュリー外国債券＜適格機関投資家限定＞	294,980,936円
S M A M ・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	22,142,278円
S M A M ・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	14,203,052円
S M A M ・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	5,378,276円

合 計

2,387,282,913円

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ａ）株式

該当事項はありません。

（ｂ）株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			
	US T 2.75% 13/10/31	800,000.00	847,625.00	
	US T 3.375%091015	700,000.00	717,171.87	
	US T 3.625% 13/05/15	2,060,000.00	2,274,046.86	
	US T 4.25% 17/11/15	1,010,000.00	1,143,982.81	
	US T 4.375% 38/02/15	150,000.00	187,171.87	
	US T 4.5% 36/02/15	300,000.00	370,734.37	
	US T 4.625% 16/11/15	450,000.00	524,460.93	
	US T 4.875% 12/02/15	1,060,000.00	1,187,365.62	
	US T 5.75% 10/08/15	200,000.00	217,531.25	
	US T 6.125% 27/11/15	820,000.00	1,138,006.25	
	US T 7.25% 22/08/15	1,170,000.00	1,648,237.50	
	US T 7.5% 16/11/15	340,000.00	451,137.50	
	米ドル 小計	9,060,000.00	10,707,471.83	
	（ 邦貨換算額 ）		(975,771,907)	（ 単位：円 ）
	カナダドル			
	CAN 4% 17/06/01	400,000.00	431,116.00	
	CAN 5.25% 12/06/01	310,000.00	343,960.50	
	CAN 9% 25/06/01	340,000.00	555,403.60	
	カナダドル 小計	1,050,000.00	1,330,480.10	
	（ 邦貨換算額 ）		(97,710,458)	（ 単位：円 ）
	ユーロ			
	BGB 3.75% 15/09/28	800,000.00	790,560.00	
	BGB 5% 12/09/28	1,000,000.00	1,046,200.00	
	BGB 5.5% 17/09/28	300,000.00	331,920.00	
	BGB 5.75% 10/09/28	50,000.00	52,330.00	
	BTAN 2.5% 10/07/12	900,000.00	898,920.00	
	BTPS 4.25 13/08/01	300,000.00	301,770.00	
	BTPS 4.5% 20/02/01	1,400,000.00	1,382,080.00	
	BTPS 5% 12/02/01	700,000.00	721,980.00	
	BTPS 5% 34/08/01	500,000.00	485,500.00	
	BTPS 5.25% 29/11/01	330,000.00	333,432.00	
	DBR 4% 18/01/04	800,000.00	852,000.00	
	DBR 4.75% 34/07/04	1,730,000.00	1,947,288.00	
	FRTR 3.0% 15/10/25	200,000.00	194,420.00	
	FRTR 4% 13/10/25	2,600,000.00	2,682,160.00	
	FRTR 5.5% 29/04/25	290,000.00	341,852.00	
	GGB 3.1% 10/04/20	600,000.00	599,100.00	

	GGB 4.5% 37/09/20	200,000.00	159,920.00	
	GGB 4.6% 13/05/20	700,000.00	694,400.00	
	OBL 4% 13/10/11	700,000.00	742,595.00	
	OBL 4.25% 12/10/12	1,130,000.00	1,197,687.00	
	SPGB 4.4% 15/01/31	300,000.00	309,000.00	
	ユーロ 小計	15,530,000.00	16,065,114.00	
	(邦貨換算額)		(1,969,904,278)	(単位 : 円)
	英ポンド			
	UKT 4.25 110307	350,000.00	363,898.50	
	UKT 4.25% 36/03/07	350,000.00	354,252.50	
	UKT 5% 18/03/07	350,000.00	390,341.00	
	UKT 6.0% 281207	300,000.00	363,150.00	
	UKT 8% 21/06/07	700,000.00	978,600.00	
	英ポンド 小計	2,050,000.00	2,450,242.00	
	(邦貨換算額)		(334,874,574)	(単位 : 円)
	スウェーデンクローナ			
	SGB 5.25% 110315	1,400,000.00	1,500,380.00	
	SGB 6.75% 14/05/05	1,200,000.00	1,451,760.00	
	スウェーデンクローナ 小計	2,600,000.00	2,952,140.00	
	(邦貨換算額)		(33,683,917)	(単位 : 円)
	ノルウェークローネ			
	NORWAY GOV 6% 110516	800,000.00	852,960.00	
	ノルウェークローネ 小計	800,000.00	852,960.00	
	(邦貨換算額)		(11,259,072)	(単位 : 円)
	デンマーククローネ			
	DGB 4% 15/11/15	1,900,000.00	1,934,390.00	
	DGB 6% 09/11/15	800,000.00	818,400.00	
	デンマーククローネ 小計	2,700,000.00	2,752,790.00	
	(邦貨換算額)		(45,310,923)	(単位 : 円)
	ポーランドズロチ			
	POLGB 4.25% 11/05/24	800,000.00	774,480.00	
	POLGB 5.25% 17/10/25	700,000.00	678,230.00	
	ポーランドズロチ 小計	1,500,000.00	1,452,710.00	
	(邦貨換算額)		(44,656,305)	(単位 : 円)
	シンガポールドル			
	SIGB 3.625 140701	590,000.00	656,220.42	
	シンガポールドル 小計	590,000.00	656,220.42	
	(邦貨換算額)		(40,383,804)	(単位 : 円)
特殊債券	米ドル			

	EIB 4.125% 10/09/15	1,000,000.00	1,036,297.00	
	FNMA 4.125% 10/05/15	600,000.00	619,916.40	
	米ドル 小計	1,600,000.00	1,656,213.40	
	(邦貨換算額)		(150,930,727)	(単位：円)
社債券	米ドル			
	BANK OF AMER 4.9% 130501	300,000.00	292,335.90	
	JP MORGAN 3.125% 111201	200,000.00	204,463.20	
	MERRILL LYNCH 6% 090217	300,000.00	299,314.20	
	MORGAN ST 2.9% 10/12/01	200,000.00	203,700.20	
	P&G 6.875% 09/09/15	300,000.00	311,560.50	
	WELLS FARGO 3% 11/12/09	200,000.00	204,007.40	
	米ドル 小計	1,500,000.00	1,515,381.40	
	(邦貨換算額)		(138,096,706)	(単位：円)
	ユーロ			
	BMW FIN 3.875% 11/04/06	200,000.00	196,000.00	
	CFF 4.25 14/01/29	200,000.00	194,520.00	
	E.ON INTL 5.75% 09/05/29	300,000.00	301,350.00	
	HYPESS 3.75 12/09/28	200,000.00	201,340.00	
	JPMORGAN 4.375% 14/01/30	200,000.00	183,300.00	
	ユーロ 小計	1,100,000.00	1,076,510.00	
	(邦貨換算額)		(132,001,656)	(単位：円)
合 計			3,974,584,327	単位：円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(3,974,584,327)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の債券については、20銘柄、信託財産純資産総額に対する比率30.8%、合計に対する比率31.8%です。
カナダドル表示の債券については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.4%、合計に対する比率2.5%です。
ユーロ表示の債券については、26銘柄、信託財産純資産総額に対する比率51.1%、合計に対する比率52.9%です。
英ポンド表示の債券については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率8.1%、合計に対する比率8.4%です。
スウェーデンクローナ表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.8%、合計に対する比率0.8%です。
ノルウェークローネ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.3%、合計に対する比率0.3%です。
デンマーククローネ表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.1%、合計に対する比率1.1%です。
ポーランドズロチ表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.1%、合計に対する比率1.1%です。
シンガポールドル表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.0%、合計に対する比率1.0%です。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記） 取引の時価等に関する事項」に同様の内容が記載されている為、省

略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】****【三井住友・DCバランスファンド（安定型）】**

平成21年 1 月30日現在

資産総額	167,387,975 円
負債総額	418,954 円
純資産総額(-)	166,969,021 円
発行済口数	184,825,562 口
1 口当たり純資産額(/)	0.9034 円
(1 万口当たり純資産額	9,034 円)

【三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）】

平成21年 1 月30日現在

資産総額	239,200,358 円
負債総額	666,312 円
純資産総額(-)	238,534,046 円
発行済口数	278,289,098 口
1 口当たり純資産額(/)	0.8571 円
(1 万口当たり純資産額	8,571 円)

【三井住友・DCバランスファンド（成長型）】

平成21年 1 月30日現在

資産総額	145,708,877 円
負債総額	398,872 円
純資産総額(-)	145,310,005 円
発行済口数	185,552,668 口
1 口当たり純資産額(/)	0.7831 円
(1 万口当たり純資産額	7,831 円)

第5【設定及び解約の実績】

〔三井住友・DCバランスファンド（安定型）〕

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	100,000,000	-
第2期	11,922,672	-
第3期	25,912,840	578,882
第4期	18,449,291	1,498,384
第5期	25,250,004	14,229,640
第6期	37,158,448	52,433,758
第7期	18,819,170	6,120,845
第8期	21,009,295	5,635,743

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。以下同じ。

〔三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）〕

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	100,000,000	-
第2期	26,939,573	393,989
第3期	64,657,280	747,158
第4期	36,556,804	2,714,950
第5期	47,697,683	15,852,401
第6期	42,652,727	47,417,047
第7期	42,771,003	25,784,480
第8期	45,084,182	41,670,604

〔三井住友・DCバランスファンド（成長型）〕

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	100,000,000	-
第2期	11,717,976	-
第3期	25,525,548	3,492,998
第4期	18,496,189	3,143,083
第5期	24,040,887	7,942,418
第6期	20,441,336	28,818,959
第7期	29,311,634	17,240,522
第8期	20,970,292	8,083,826

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成21年 2月27日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間ににおける資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

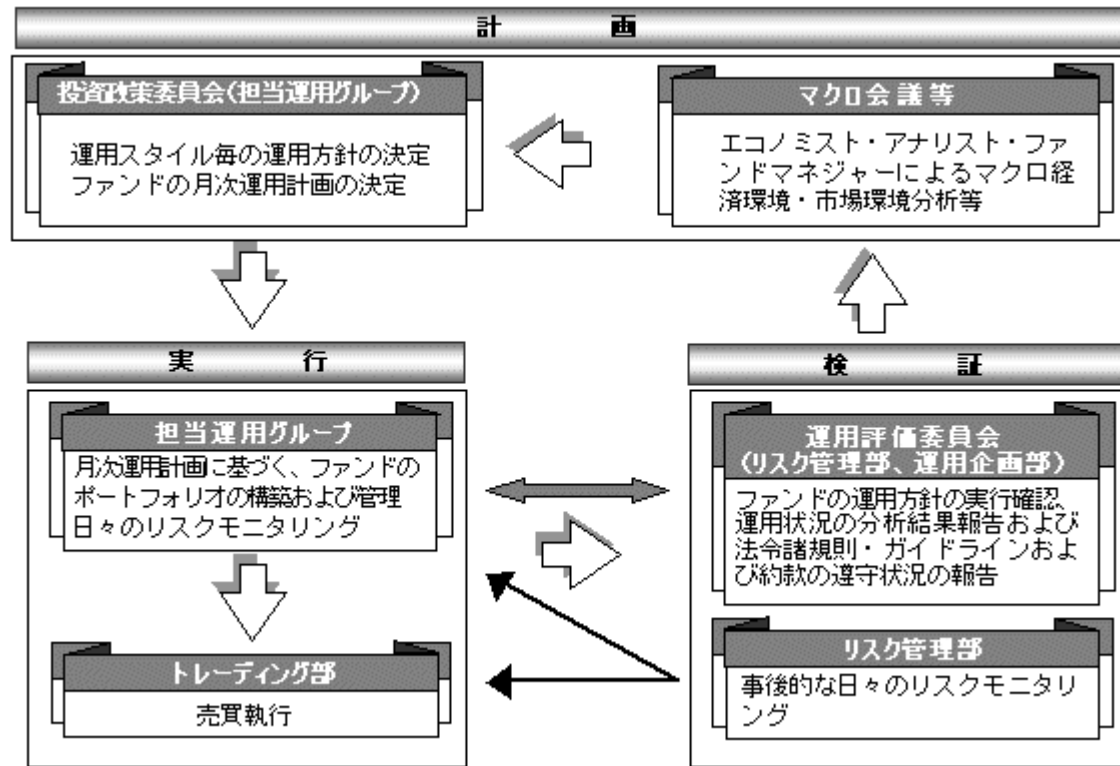
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年1月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	77 (1)	163,577 (151)
	追加型	215 (100)	2,633,805 (1,697,368)
	計	292 (101)	2,797,382 (1,697,520)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		292 (101)	2,797,382 (1,697,520)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第22期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表についてあずさ監査法人の監査を受けており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期 別	第 ２ ２ 期 （平成１９年３月３１日現在）			第 ２ ３ 期 （平成２０年３月３１日現在）		
科 目	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
（資 産 の 部）	千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産						
現金	536			-		
預金 ２	17,162,165			-		
現金及び預金 ２	-			18,130,988		
金銭信託	80,124			-		
有価証券	-			5,994,478		
支払委託金						
収益分配金	1,280			-		
償還金	1,684			-		
前払費用	188,047			222,628		
未収入金	49,641			-		
未収委託者報酬	3,513,158			4,184,389		
未収投資顧問料 ２	1,445,684			-		
未収運用受託報酬	-			1,008,548		
未収投資助言報酬 ２	-			493,368		
未収収益	11,065			8,180		
繰延税金資産	294,833			439,833		
その他の流動資産	8,640			24,816		
流 動 資 産 計		22,756,864	86.1		30,507,231	91.1
固 定 資 産						
有 形 固 定 資 産 １						
建物	154,656			169,017		
器具備品	268,384			225,583		
建設仮勘定	10,206			-		
有形固定資産合計		433,247	1.6		394,601	1.2
無 形 固 定 資 産 １						
電話加入権	442			173		

ソフトウェア	7,024			-		
商標権	11,815			10,048		
無形固定資産合計		19,281	0.1		10,222	0.0
投資その他の資産						
投資有価証券	2,389,090			1,598,911		
関係会社株式	236,178			236,178		
長期差入保証金	554,486			702,453		
預託金	1,000			-		
長期前払費用	24,807			18,200		
会員権	30,158			17,113		
繰延税金資産	-			15,024		
貸倒引当金	25,000			-		
投資その他の資産合計		3,210,721	12.2		2,587,882	7.7
固 定 資 産 計		3,663,250	13.9		2,992,706	8.9
資 産 合 計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

期 別	第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
科 目	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債						
預り金	54,222			40,052		
未払金						
未払収益分配金	2,759			2,787		
未払償還金	34,345			28,571		
未払手数料 2	1,395,408			1,727,481		
その他未払金	82,003			149,275		
未払費用	580,501			760,613		
未払消費税等	175,147			366,587		
未払法人税等	1,442,996			3,334,415		
前受収益	5,985			5,985		
賞与引当金	377,325			375,721		
その他の流動負債	39			254		
流 動 負 債 計		4,150,734	15.7		6,791,746	20.2
固 定 負 債						
退職給付引当金	509,466			749,327		
繰延税金負債	254,077			-		
固 定 負 債 計		763,544	2.9		749,327	2.3
負 債 合 計		4,914,278	18.6		7,541,073	22.5
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資 本 金		2,000,000	7.6		2,000,000	6.0
資本剰余金						
資本準備金	8,628,984			8,628,984		
資本剰余金合計		8,628,984	32.7		8,628,984	25.7
利益剰余金						
利益準備金	284,245			284,245		

その他利益剰余金						
配当準備積立金	60,000			60,000		
特別償却準備金	9,041			-		
別途積立金	1,476,959			1,476,959		
繰越利益剰余金	8,613,302			13,483,283		
利益剰余金合計		10,443,548	39.5		15,304,488	45.7
株主資本計		21,072,532	79.8		25,933,472	77.4
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		433,303			25,392	
評価・換算差額等計		433,303	1.6		25,392	0.1
純 資 産 合 計		21,505,836	81.4		25,958,864	77.5
負 債 ・ 純 資 産 合 計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

（２）【損益計算書】

期 別	第 2 2 期 (自 平成 1 8 年 4 月 1 日 至 平成 1 9 年 3 月 3 1 日)			第 2 3 期 (自 平成 1 9 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日)		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
営 業 収 益	千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬	18,054,601			32,260,683		
投資顧問料	6,421,626			-		
運用受託報酬	-			4,320,395		
投資助言報酬	-			2,276,198		
その他営業収益						
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000			5,000		
投資法人運用受託報酬	86,931			75,471		
営業収益計		24,568,159	100.0		38,937,748	100.0
営 業 費 用						
支払手数料 1	7,670,381			15,226,126		
広告宣伝費	271,980			834,129		
公告費	18,548			8,062		
受益証券発行費	56,919			218		
調査費						
調査費	462,572			541,419		
委託調査費	1,528,165			2,298,023		
営業雑経費						
通信費	23,845			27,577		
印刷費	197,189			325,929		
協会費	19,308			18,986		
諸会費	12,374			15,281		
情報機器関連費	1,628,407			1,936,376		
販売促進費	6,523			36,029		
その他	180,580			60,681		
営業費用計		12,076,797	49.1		21,328,842	54.8
一般管理費						

給料						
役員報酬 2	152,561			166,266		
給料・手当	3,337,975			3,698,904		
賞与	1,142,783			1,119,415		
賞与引当金繰入額	377,325			375,721		
交際費	19,572			20,571		
事務委託費	223,753			250,163		
旅費交通費	182,543			249,775		
租税公課	91,899			116,931		
不動産賃借料	532,980			624,843		
退職給付費用	193,285			277,530		
固定資産減価償却費	133,415			149,507		
諸経費	243,407			398,374		
一般管理費計		6,631,502	27.0		7,448,006	19.1
営業利益		5,859,859	23.9		10,160,899	26.1

営業外収益						
受取配当金	9,400			8,036		
有価証券利息	-			7,450		
受取利息 1	11,946			34,555		
為替差益	-			634		
時効成立分配金	68			-		
時効成立償還金	8,530			-		
時効成立分配金・償還金	-			5,827		
原稿・講演料	5,657			4,424		
雑収入	3,378			3,743		
営業外収益計		38,981	0.1		64,671	0.2
営業外費用						
為替差損	911			-		
時効成立後支払分配金・償還金	-			1,826		
雑損失	1,737			0		
営業外費用計		2,649	0.0		1,826	0.0
経常利益		5,896,191	24.0		10,223,744	26.3
特別利益						
貸倒引当金戻入益	-			25,000		
投資有価証券償還益	-			5,787		
投資有価証券売却益	101,925			124,622		
ゴルフ会員権売却益	-			5,555		
特別利益計		101,925	0.4		160,966	0.4
特別損失						
固定資産除却損 3	19,930			12,288		
投資有価証券償還損	-			503		
投資有価証券評価損	1,382			17,700		
投資有価証券売却損	3,397			56		
投資有価証券清算損	-			256		
ゴルフ会員権売却損	-			24,476		
特別損失計		24,710	0.1		55,282	0.2
税引前当期純利益		5,973,406	24.3		10,329,428	26.5

法人税、住民税及び事業税	2,496,869			4,544,339		
法人税等調整額	3,459	2,500,328	10.2	134,250	4,410,088	11.3
当期純利益		3,473,077	14.1		5,919,339	15.2

（３）【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	15,645	1,476,959	5,712,580	7,549,430	18,178,414
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金取崩(注)			-			6,604		6,604	-	-
剰余金の配当(注)			-					564,480	564,480	564,480
役員賞与(注)			-					14,480	14,480	14,480
当期純利益			-					3,473,077	3,473,077	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	6,604	-	2,900,722	2,894,117	2,894,117
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 （千円）	165,106	165,106	18,343,521
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金取崩(注)		-	-
剰余金の配当(注)		-	564,480
役員賞与(注)		-	14,480
当期純利益		-	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 （純額）	268,197	268,197	268,197
当事業年度中の変動額合計 （千円）	268,197	268,197	3,162,315
平成19年3月31日 残高 （千円）	433,303	433,303	21,505,836

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金取崩注)			-			9,041		9,041	-	-
剰余金の配当(注)			-					1,058,400	1,058,400	1,058,400
当期純利益			-					5,919,339	5,919,339	5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	9,041	-	4,869,980	4,860,939	4,860,939
平成20年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	-	1,476,959	13,483,283	15,304,488	25,933,472

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	433,303	433,303	21,505,836
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金取崩注)			-
剰余金の配当(注)			1,058,400
当期純利益			5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	407,911	407,911	407,911
当事業年度中の変動額合計 (千円)	407,911	407,911	4,453,028
平成20年3月31日 残高 (千円)	25,392	25,392	25,958,864

(注)平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	- 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～50年 器具備品 3～20年	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年

	無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法に によっております。	無形固定資産 同左
3 引当金の計上基 準		
(1) 貸倒引当金	営業債権等の貸倒損失に備える ため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念先債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	-
(2) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるた め、将来の支給見込額のうち当 期の負担額を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当 金	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務（期末自己都合要支給 額の100%）に基づき計上して おります。	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務に基づき計上しており ます。
4 リース取引の処 理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。	同左

5 その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式 によっております。	同左
-----------------------------------	-----------------------------	----

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（「企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号」）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は21,505,836千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-

-	有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。
---	---

(表示方法の変更)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
-	1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。

3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。

(追加情報)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
-	(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
------------------------	------------------------

1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 100,864 千円 器具備品 874,736 千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 2,047 千円 ソフトウェア 311,227 千円 商標権 7,452 千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027 千円 器具備品 859,261 千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60 千円 ソフトウェア 111,411 千円 商標権 9,393 千円
2 関係会社に対する債権債務 預金 11,514,514 千円 未収投資顧問料 458,359 千円 未払手数料 468,604 千円	2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426 千円 未収投資助言報酬 478,296 千円 未払手数料 509,702 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000 千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000 千円

-	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。
---	---

（損益計算書関係）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 8,029 千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820 千円
2 役員報酬の限度額 取締役 年額 180,000 千円 監査役 年額 36,000 千円	-
3 固定資産除却損は、器具備品19,930千円であります。	3 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	564,480	32,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成19年6月25日開催の第22回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日
----------------------	------	-------	-----------	--------	----------------	----------------

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(リース取引関係)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)																														
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																														
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,702</td><td></td></tr><tr><td>5,702</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>3,801</td><td>3,801</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	5,702		5,702			期末残高相当額	3,801	3,801	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td></td></tr><tr><td>7,603</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603		7,603			期末残高相当額	1,900	1,900
	器具備品	合計																													
取得価額相当額	9,504	9,504																													
減価償却累計額相当額	5,702																														
5,702																															
期末残高相当額	3,801	3,801																													
	器具備品	合計																													
取得価額相当額	9,504	9,504																													
減価償却累計額相当額	7,603																														
7,603																															
期末残高相当額	1,900	1,900																													
未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																														
<table><tr><td>1年以内</td><td>1,963</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,030</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,993</td></tr></table>	1年以内	1,963	1年超	2,030	合計	3,993	<table><tr><td>1年以内</td><td>2,030</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,030</td></tr></table>	1年以内	2,030	合計	2,030																				
1年以内	1,963																														
1年超	2,030																														
合計	3,993																														
1年以内	2,030																														
合計	2,030																														

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円) <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>168</td></tr> </table> 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2.オペレーティング・リース取引 (借主側) <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td>(単位:千円)</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>1,119</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>3,078</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,198</td></tr> </table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	168	未経過リース料	(単位:千円)	1年以内	1,119	1年超	3,078	合計	4,198	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円) <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>104</td></tr> </table> 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・同左 利息相当額の算定方法 ・同左 2.オペレーティング・リース取引 (借主側) <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td>(単位:千円)</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>1,119</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1,959</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>3,078</td></tr> </table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	104	未経過リース料	(単位:千円)	1年以内	1,119	1年超	1,959	合計	3,078
支払リース料	2,067																												
減価償却費相当額	1,900																												
支払利息相当額	168																												
未経過リース料	(単位:千円)																												
1年以内	1,119																												
1年超	3,078																												
合計	4,198																												
支払リース料	2,067																												
減価償却費相当額	1,900																												
支払利息相当額	104																												
未経過リース料	(単位:千円)																												
1年以内	1,119																												
1年超	1,959																												
合計	3,078																												

（有価証券関係）

第22期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	1,555,600	2,286,175	730,574
小計	1,555,600	2,286,175	730,574
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,555,600	2,286,175	730,574

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	2,915 100,000	
合計	102,915	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
563,236	101,925	3,397

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	

合計	236,178	
(2)その他有価証券		
非上場株式	298	
投資証券	100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
628,566	124,622	56

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)														
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。														
2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">509,466</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">509,466</td></tr> </table>	退職給付債務	509,466	退職給付引当金	509,466	2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327						
退職給付債務	509,466														
退職給付引当金	509,466														
退職給付債務	749,327														
退職給付引当金	749,327														
3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">193,285</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">193,285</td></tr> </table>	勤務費用	193,285	退職給付費用	193,285	3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td style="text-align: right;">125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530
勤務費用	193,285														
退職給付費用	193,285														
勤務費用	126,881														
利息費用	9,519														
簡便法から原則法への変更による差額	125,138														
その他	15,991														
退職給付費用	277,530														
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%														

(税効果会計関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
153,533	152,880
未払事業税	未払事業税
118,161	260,640
未払社会保険料	未払社会保険料
12,855	13,739
未払事業所税	未払事業所税
5,487	5,846
その他	その他
4,795	6,726
繰延税金資産計	繰延税金資産計
294,833	439,833
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
294,833	439,833
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
294,833	439,833
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
会員権評価損	退職給付引当金
49,591	304,901
退職給付引当金	ソフトウェア償却
207,301	78,264
ソフトウェア償却	投資有価証券評価損
62,906	29,953
投資有価証券評価損	特定外国子会社留保金額
23,186	159,153
その他	その他
8,924	13,042
繰延税金資産計	繰延税金資産計
351,910	585,314
評価性引当額	評価性引当額
307,045	552,870
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
44,865	32,444
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
297,270	17,420
特別償却準備金	繰延税金負債合計
1,671	17,420
繰延税金負債合計	繰延税金資産の純額
298,942	15,024

繰延税金負債の純額	254,077		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(%)	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
（調整）		（調整）	
評価性引当額の増減	1.0	評価性引当額の増減	2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割等	0.1	住民税均等割等	0.0
その他	0.0	その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7

(関連当事者との取引)

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位 : 千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	149,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	1,235,471 263,796	未収投資顧問料 未払手数料	384,685 46,614
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	276,719 206,926	未収投資顧問料 未払手数料	73,674 74,226
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	924,089 363,566	未払手数料	52,327
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	1,260,715	預金 未払手数料	11,514,514 295,434

(注) 1 . 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資顧問契約の受託については、当社規定の投資顧問料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位 : 千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	200,719	未収入金	49,641
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	173,899	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	137,811	未払費用	87,101

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等
（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コンピ ューターサー ビス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	-	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	552,279	前払費用	1,451
							ITサポート			長期前払費用	15,715
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	99,541	未払費用	20,345
										未払金	1,058
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	99,541	前払費用	560
										未払費用	7,198

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1 . 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

(注) 1 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コンピ ューターサービ ス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	-	IT機器等購入 ITサポート	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
										長期前払費用	11,572
										未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
					-					未払費用	8,785

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,219,151円72銭 1株当たり当期純利益 196,886円50銭	1株当たり純資産額 1,471,590円96銭 1株当たり当期純利益 335,563円48銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 21,505,836 千円 普通株式に係る純資産額 21,505,836 千円 普通株式の発行済株式数 17,640 株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640 株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 25,958,864 千円 普通株式に係る純資産額 25,958,864 千円 普通株式の発行済株式数 17,640 株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640 株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 3,473,077 千円 普通株式に係る当期純利益 3,473,077 千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640 株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 5,919,339 千円 普通株式に係る当期純利益 5,919,339 千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640 株

（重要な後発事象）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,306,245
有価証券		5,496,508
前払費用		350,232
未収委託者報酬		3,448,104
未収運用受託報酬		1,076,106
未収投資助言報酬		489,918
未収収益		7,011
繰延税金資産		257,985
その他		2,690
流動資産合計		26,434,802
固定資産		
有形固定資産	1	390,235
無形固定資産		9,244
投資その他の資産		
投資有価証券		1,482,212
その他		1,093,725
投資その他の資産合計		2,575,938
固定資産合計		2,975,418
資産合計		29,410,221
負債の部		
流動負債		
預り金		46,971
未払金		1,488,105

未払費用		743,208
未払法人税等		1,154,450
前受収益		10,249
賞与引当金		363,297
その他	2	45,443
流動負債合計		3,851,726
固定負債		
退職給付引当金		870,378
固定負債合計		870,378
負債合計		4,722,104

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000
-----	-----------

資本剰余金

資本準備金	8,628,984
-------	-----------

資本剰余金合計	8,628,984
---------	-----------

利益剰余金

利益準備金	284,245
-------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	60,000
---------	--------

別途積立金	1,476,959
-------	-----------

繰越利益剰余金	12,298,667
---------	------------

利益剰余金合計	14,119,872
---------	------------

株主資本合計	24,748,856
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	60,739
--------------	--------

評価・換算差額等合計	60,739
------------	--------

純資産合計	24,688,116
-------	------------

負債純資産合計	29,410,221
---------	------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		12,182,809
運用受託報酬		1,876,615
投資助言報酬		1,100,898
その他の営業収益		35,030
営業収益計		15,195,354
営業費用		8,343,615
一般管理費	1	3,857,199
営業利益		2,994,538
営業外収益	2	42,849
営業外費用		1,698
経常利益		3,035,690
特別利益		30
特別損失	3	54,492
税引前中間純利益		2,981,228
法人税、住民税及び事業税		1,143,011
法人税等調整額		200,432
法人税等合計		1,343,443
中間純利益		1,637,784

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,483,283
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784

当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	12,298,667
利益剰余金合計	
前期末残高	15,304,488
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	14,119,872
株主資本合計	
前期末残高	25,933,472
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	24,748,856

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	86,132
当中間期末残高	60,739

評価・換算差額等合計

前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	86,132
当中間期末残高	60,739

純資産合計

前期末残高	25,958,864
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	1,270,747
当中間期末残高	24,688,116

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産
直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

4．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる損益の影響はありません。 なお、当中間会計期間に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

追 加 情 報

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
退職給付会計 退職給付債務の計算方法については、従来簡便法を採用しておりましたが、前事業年度の下期において原則法に変更しております。 なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益、税引前中間純利益及び中間純利益は、128,390千円多く計上されております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
1．有形固定資産の減価償却累計額 1,036,928千円
2．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。

3 . 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高 -

差引額 10,000,000千円

4 . 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に
対し、平成27年6月までの賃借料総額146,768千円の支払保証を行っております。

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1．減価償却実施額	
有形固定資産	55,064千円
無形固定資産	977千円
2．営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,270千円
有価証券利息	14,437千円
受取利息	18,687千円
3．特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券評価損	54,087千円

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)					
1．発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2．配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年3月31日	平成20年6月24日

注 記 事 項

(リース取引関係)

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(借主側)

リ - ス物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位：円)

	器具備品	合計
取得価額相当額	9,504	9,504
減価償却累計額相当額	8,553	8,553
中間期末残高相当額	950	950

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内 1,023千円

合 計 1,023千円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,033千円

減価償却費相当額 950千円

支払利息相当額 27千円

減価償却費相当額の算定方法

リ - ス期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リ - ス料総額とリ - ス物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 . オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1 年以内 1,119千円

1 年超 1,399千円

合 計 2,519千円

注 記 事 項

（有価証券関係）

１．時価のある有価証券

（単位：千円）

第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)満期保有目的の債券	5,496,508	5,496,050	458
合計	5,496,508	5,496,050	458
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2)その他有価証券			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,442,654	1,381,914	60,739
合計	1,442,654	1,381,914	60,739

２．時価評価されていない主な有価証券

（単位：千円）

第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1)子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2)その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	100,000
合計	100,298

（デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第24期中間会計期間 （ 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日 ）
該当事項はありません。

注 記 事 項

(1 株当たり情報)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 株当たり純資産額	1,399,553円10銭
1 株当たり中間純利益	92,844円92銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,688,116千円
普通株式に係る純資産額	24,688,116千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,637,784千円
普通株式に係る中間純利益	1,637,784千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成20年6月23日に開催された定時株主総会において、当社が営むことを目的とする事業の表記について金融商品取引法に応じた表記に改める定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 11,000百万円（平成20年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円（平成20年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 三井生命保険株式会社

（ロ）資本金の額 137,280百万円（平成20年9月末現在）

（ハ）事業の内容 保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である三井生命保険株式会社は、委託会社株式を882株（持株比率5.0%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成20年3月13日	有価証券報告書
平成20年3月13日	有価証券届出書
平成20年9月12日	半期報告書
平成20年9月12日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月3日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成19年12月18日から平成20年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月3日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の平成19年12月18日から平成20年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月3日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成19年12月18日から平成20年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成18年12月16日から平成19年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成19年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の平成18年12月16日から平成19年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の平成19年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成18年12月16日から平成19年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成19年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 克 己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三浦 孝昭 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。